

令和2年12月  
大竹市議会定例会（第7回）議事日程

令和2年12月3日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	議案第84号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決
第 5	議案第85号	延滞金等の割合の改定に伴う関係条例の整理について	生活環境付託 総務文教付託 生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託
第 6	議案第96号	令和2年度大竹市一般会計補正予算（第10号）	
第 7	議案第97号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）	
第 8	議案第98号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）	
第 9	議案第99号	令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
第10	議案第100号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
第11	議案第86号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について	
第12	議案第87号	大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について	
第13	議案第88号	大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の一部改正について	
第14	議案第89号	大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について	
第15	議案第90号	大竹市総合市民会館条例の一部改正について	総務文教付託
第16	議案第91号	大竹市火災予防条例の一部改正について	総務文教付託
第17	議案第92号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	総務文教付託 （一 括）
第18	議案第93号	指定金融機関の指定更新について	
第19	議案第95号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第20	議案第94号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託
第21	議案第101号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算	生活環境付託

	(第1号)	}	(一 括)
第22	議案第102号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第2号)		
第23	令和2年陳情第1号 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ 場設置の早期実現の陳情		生活環境付託
第24	令和2年陳情第2号 議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願い する陳情		即 決
第25	令和2年請願第3号 議事録黒塗りに関する請願		議会運営付託

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

### ○出席議員（16人）

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

### ○欠席議員（なし）

### ○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	小西啓二
総	務部長	中村一誠
市	民生活部長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原 学
建	設部長	山本茂広
上	下水道局長	古賀正則
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿本 剛
企	画財政課長	三上 健
産業振興課長併任農業委員会事務局長		前田新吾
自	治振興課長	・谷明洋
地	域介護課長	山田智徳
福	祉課長	神代 亨

保 健 医 療 課 長  
建 設 管 理 監  
監 理 課 長  
土 木 課 長  
都 市 計 画 課 長  
上 下 水 道 局 業 務 課 長  
上 下 水 道 局 工 務 課 長  
総 務 学 事 課 長  
生 涯 学 習 課 長

松 重 幸 恵  
西 田 耕一郎  
小 田 健 治  
廻 本 実  
山 田 浩 史  
小 田 明 博  
中 司 和 彦  
真 鍋 和 聰  
三 井 佳 和

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

田 中 宏 幸  
加 藤 豪

## 会期決定について

令和2年12月大竹市議会定例会（第7回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年12月3日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年12月3日

15日間

至 令和2年12月17日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
12. 3	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・陳情上程（即決・付託）</li> <li>・請願上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul>
4	金	(予備日)		
5	土	休 会		
6	日			
7	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
8	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
9	水		議会運営委員会 基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
10	木			
11	金			
12	土			
13	日			
14	月			
15	火			
16	水			
17	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算特別委員長報告(表決)</li> <li>・一般議案委員長報告(表決)</li> <li>・陳情委員長報告(表決)</li> <li>・請願委員長報告(表決)</li> <li>・閉会</li> </ul>

令和2年12月大竹市議会定例会（第7回）

一 般 質 問 通 告 表

- 1 5番 中 川 智 之 議員  
質問方式：一問一答

**晴海臨海公園について**

晴海臨海公園の利用状況など、市としての当初の目的に達しているのか伺います。

**高齢者の交通事故防止にドライブレコーダー取り付け助成について**

近年、あおり運転や高齢者の事故が問題となっており、それらを防止したり事故原因の証拠にもなるドライブレコーダーは今や必需品と言ってもいい。65歳以上やゴールド免許など、ある程度の条件でドライブレコーダー取り付けの助成をするべきではないか。

- 2 7番 賀 屋 幸 治 議員  
質問方式：一問一答

**阿多田島フェリーの更新状況について**

2019年3月1日の中国新聞に、阿多田島フェリー新造を市が建造し、第三セクターに貸与する公設民営方式で検討する旨の記載がありましたが、新造船の仕様等（構造、機能、装備）について運営側である有限会社阿多田島汽船との協議調整が重要であると思います。また、過去大竹市では建造した経緯がなく、造船の知識をもった職員もいないため、設計・監理、発注方法や業者選定方法等についてどのように考えていますか。現状の進捗状況を伺います。

**漁港・港湾施設整備について**

①阿多田漁港の整備（台風時の避難港として施設整備）

台風時には漁船やフェリーが避難するが、風向きで港内波高が高くなり危険。

②飛石港栈橋の改修（大型車両乗り入れ対応）

現在の栈橋は14トン規制であるが、20トン車両での利用が多いため改修が必要。

③小方港駐車場拡充（フェリー利用者用駐車場確保）

休日にはフェリー利用者も増えて駐車場がすぐ満車となり混乱状態である。

**阿多田地区住民へのフェリー運賃助成制度について**

現在、阿多田地区住民の70歳以上の方を対象にフェリー乗船券を年間48枚交付しているが、月に2往復しか利用できない枚数では足りていない状況です。また、70歳未満の低所得者層の方で通院や買い物などフェリー運賃の助成が必要な人も対象にすべきであると思います。

米軍再編交付金を活用して阿多田地区住民の生活と福祉の充実に向け、フェリー運賃助成制度の創設を提案します。

- 3 4番 小 中 真樹雄 議員  
質問方式：一問一答

**オンライン学習指導について再度問う**

新型コロナウイルスの第3波が各地で到来しており、冬季における大流行が懸念され

ています。そこで、小学校・中学校が休業になった場合のオンライン学習指導の準備状況について、9月定例会に続いて伺います。

3学期の早い段階に、パソコン端末の児童・生徒への1人1台体制を実現するとのことでしたが、確定したのでしょうか。確定したのであれば、機種は何になったのでしょうか。また、その機種を選んだ理由は何でしょうか。

次に、通信環境のない家庭への対処方法は決まったのでしょうか。

さらに、指導される教員の研修を通じて気づいた問題点などがありますか。また、その対応についてもお聞かせください。

11月19日付の毎日新聞で平川理恵広島県教育長は、「GIGAスクール成功の要点」として、児童・生徒へのPC持ち帰りを認めてほしいと訴えています。自宅でPCを使えない児童・生徒の持ち帰りを認めない限り、格差は開いてしまうとの理由からです。大竹市教育委員会の見解はいかがでしょうか。

最後に、指導をされる方々に、児童・生徒にSNSの弊害もきちんと教え、まず、自分でじっくり考え「同調圧力に負けない」「SNSで誹謗中傷をしない」態度を培うようお願いしたいと切に願います。

4

9番 西村 一啓 議員

質問方式：一問一答

#### **本市の歴史跡や文化財の活用についてお尋ねします**

まちおこしの一つとして、市内にある歴史跡文化財をもっと市内外の人々に知らせることで、本市の魅力的な面をPRできると考えられる。

特に市内を通る西国街道や玖波宿場、苦の坂、木野の渡し場跡等を整備することで、人が集まるイベントに活用するための調査、予算化ができないか伺う。

5

13番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

#### **「少人数学級」の実現について問います**

コロナ禍の中で文科省も地方自治体も教育界も「少人数学級化」を求めています。各界の要望に対して市長はどのように受け止められていますか。

全国市長会の「少人数学級の早期実現」の提言について同様のお考えか伺います。また、その理由を教えてください。

本市の小学校・中学校で学級編成基準を30人以下とした場合、新たに増加する学級数、また、それに伴う教職員数、そのために必要な予算額、設備についてはどのように考えられますか。

「少人数学級」の編成については、財政的な負担も大きくなります。財政的措置については、国に負担を求めるべきと考えますが見解を伺います。

本市では、平成18年から広島県の基準を上回る小学校第1、第2学年の30人学級編成が行われていましたが、現在行われていない原因について伺います。また、30人編成を解かれた手続きについて伺います。

#### **市職員の服務規定について問います**

公が開催する会議において録音する場合の最低限の心構えについて伺います。その場合の管理責任は誰にありますか。会議の録音を職員が個人的に管理することがありますか。会議の録音は市民の共有財産との認識がありますか。無断で録音、個人的に目的をもって録音することは職員としてのモラルに欠けるとの認識はありますか。2月26日の谷和集会所の録音が非公開となっていることについて見解を伺います。

**土壌汚染対策法違反について問います**

違反事案が県内市町で次々と発覚しています。本市は調査していますか。また、何年さかのぼって調査していますか。現在の状況、防止対策について伺います。

6

16番 山本孝三 議員

質問方式：一括

**水道事業の広域化（県単位）について**

これまで広域化（県単位）について年度内には「市の方針を定める」と説明されてきました。市の対応について伺います。

**新型コロナウイルスの感染を防ぐために**

新型コロナウイルスの感染は増すばかりで多くの市民が心配・不安をもたれています。インフルエンザ予防への援助・PCR検査の実施を重ねて求めます。

7

3番 原田孝徳 議員

質問方式：一問一答

**地域福祉の視点から、コミュニケーションの場の確保と環境整備について本市の現状と課題を問う**

- ①穂仁原小学校の廃校に伴う代替施設について
- ②障害をお持ちの方が利用する公共施設のWi-Fi環境について
- ③より利用しやすい公共交通（特に大竹・栗谷線）の整備について

8

2番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

**小方地区のまちづくり基本構想の進捗状況について**

- ・旧小方小・中学校跡地の活用方策
- ・小方港と宮島を結ぶフェリーの航路の検討

9

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

**会議録から削除された、市議会本会議における議員発言について**

本会議において、議長の発言許可を得て発言し、発言途中で議長からの発言停止命令を受けることなく終了した発言について、事後にこの発言を発言者本人の申し出なく議長が取り消すことは可能でしょうか。地方自治法の条文を明示してお答え下さい。

**国土調査の成果が全く感じられない公図と、課税図面との多すぎる不一致**

ある土地について、公図と市民税務課の課税図面を照合すると、公図では1筆となっている土地が、課税図面では2筆となっています。増えた1筆には別の地番が付してあり、その地番に対応した登記簿が存在します。なぜ、公図はまちがっているのでしょうか。

なぜ、市は公図の訂正を申し出ないのでしょうか。公図が不正確だと、地権者の権利の行使も制約されます。税の徴収さえできれば、それ以上は知らないという対応では、不十分だと思います。岩国大竹道路の用地買収で、不正確な公図への対応が大変だったとも聞きました。発想の大転換を。

#### **国土調査以外にも、昭和30年代の雑な市政が今の大竹市を苦しめる**

先の議会報告会では雨水排水問題で議論が白熱しました。下水道普及率が高くても、大雨が降ったら水洗トイレが流れず、道路が冠水では話になりません。解決策として新町雨水排水ポンプ場が象徴的に言われますが、本当の象徴は2号雨水幹線の流路を遮るように合流管を作ったいい加減さ。そして、それを黙って放置してきた無責任な対応です。これらは自然現象ではありませんし、不可抗力でもありません。大竹市役所の責任以外の何ものでもありません。実態を公表し、計画的に対処しなくてはなりません。覚悟を伺います。



10時00分 開議

○議長（細川雅子） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてをはじめ、条例の整理及び一部改正について、規約の変更について、指定金融機関の指定更新について、指定管理者の指定について、令和2年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて19案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（細川雅子） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、中川智之議員、6番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになつ

ております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は、従来どおり、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしませんので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

5番、中川智之議員。

〔5番 中川智之議員 登壇〕

○5番（中川智之） おはようございます。5番、公明党、中川智之です。よろしく願っています。

私からは、晴海臨海公園についてと、ドライブレコーダー助成についてお伺いします。

晴海臨海公園は、球技場、テニスコート、多目的グラウンド、ゲートボール場、大型遊具広場、そして、今年はデイキャンプ場もオープンし、近くにはゆめタウンをはじめホームセンターなどの大型商業施設が並び、大変すばらしいところだと思います。

私が小方中学校に通っていた頃は、そこは海でした。やがて埋立、造成され、商業施設ができ、立派な球技場ができるとは思ってもみませんでした。大竹市市民憲章の中に、スポーツに親しみ、健康で活気にあふれるまちをつくりましょうとあります。これはまさに、ここに現れているのではないかと思います。

そこでお伺いします。

現在、本市として、晴海臨海公園は、当初の目的、あるいは市の思いに達しているのか。その利用状況などについてお伺いします。

次に、ドライブレコーダー取り付けの助成であります。

近年、あおり運転や高齢者の交通事故が問題となっています。交通事故は平成16年をピークに、件数、死者数ともに年々減少しています。その要因に車の安全性能が向上したと言われています。いずれ自動運転や衝突防止安全装置が発達していけば、交通事故はほとんどなくなるかもしれません。しかし、今のところはまだそこまでの水準ではないところであります。安全装置のついた車も多くはありません。

そこで、交通事故を少しでも減らせるよう、ドライブレコーダーの取り付けを助成していただきたいと思います。ドライブレコーダーといっても、最近では安全運転支援機能つきがあります。前の車両に近づきすぎたり、車線を逸脱すると警告が鳴るといった優れたものもあります。

静岡県藤枝市では、条件付ではありますが、安全運転支援機能つきドライブレコーダーであれば、1万円を限度に2分の1を補助、機能がついていないものでも3,000円を限度に2分の1を補助しています。他の自治体でもこのドライブレコーダーの取り付け補助を行っているところがあります。本市においても、ぜひ助成をしていただきたいと思います。

また、ドライブレコーダーは、事故防止だけではなく、さきに申し上げたあおり運転の防止、そして、万が一事故が起きたときの証拠にもなります。どうか悲惨な事故が減らせ

るように助成をするべきでないかと考えます。

以上、晴海臨海公園についてと、ドライブレコーダーの助成について、御答弁よろしく  
お願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 我がまち大竹の各場所、各施設が、魅力のある、そして、市民の皆様  
が誇りに思える場所となるようにしてまいりたいと思います。特に晴海臨海公園について  
は、今、御質問をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、中川議員の御質問にお答えいたします。

1点目の晴海臨海公園についてでございます。

晴海臨海公園は、隣接する商業地区と一体となって、市内外の子供からお年寄りまで、  
スポーツやレクリエーションなどを楽しめる公園として整備を進めています。

第1期工事では、平成25年度と平成26年度の2カ年で、公園の南側をスポーツゾーンと  
して、球技場やテニスコートを整備いたしました。

第2期工事では、平成29年度から令和元年度までの3カ年で、公園の北側をファミリー  
ゾーンとして、大型遊具や芝生広場、舗装広場、子供トイレなどを整備いたしました。ま  
た、海側には、シーサイドゾーンとして、デイキャンプ場や海辺の広場、海を見渡せる展  
望台などを整備しました。

公園の利用状況でございますが、第五次大竹市総合計画後期基本計画では、令和元年度  
における晴海臨海公園の利用者数の目標を延べ14万3,000人としていましたが、実際は目  
標を大きく超える21万人以上の利用がございました。野球やサッカー、テニスなどのスポ  
ーツでの利用のほか、大型遊具の利用を目的としたファミリー層の利用など、土曜、日曜、  
祝日を中心に、市内だけではなく、市外からも多くの方が来園されています。

市外からの利用が多い理由としては、高速道路のインターチェンジが近く、広島市から  
も1時間程度で来られること、隣接する大型商業施設で買物ができることが挙げられてい  
ます。さらには、瀬戸内海や宮島などの島々、本市の石油化学コンビナートの工場群、背  
後の山々などの眺望が楽しめ、潮風を感じながら広い空の下で開放的な気分を味わえるな  
ど、本市の魅力を感じられる場所であることも要因であると考えます。

今後も晴海臨海公園の整備を計画的に進め、より一層、多くの方々が市内外から訪れ、  
楽しい時間や交流が生まれる、まさに笑顔と元気がかがやく場所となるよう努めてまいり  
ます。

2点目の高齢者の交通事故防止についてでございます。

議員御提案の映像記録型のドライブレコーダーは、常時映像を記録したり、車両に衝撃  
や急ブレーキを感知した際、遡り記録により、前後10秒から20秒の映像を記録したりする  
ものでございます。

ドライブレコーダーのメリットは、事故の正確な記録、証拠を残すことで、事故後の  
様々な手続をスムーズに進めることができること。記録映像を見て、運転の癖や注意点を  
客観的に確認することで、安全意識を高め、事故の抑止が期待できること。そして、記録

映像を利用した安全教育に活用できることなどが挙げられます。事故や操作ミスがどうい  
う状況で起きたのかを確認できることから、ドライブレコーダーを搭載した自動車は増え  
ております。また、昨今はあおり運転対策として有効と考える方もいらっしゃるようで  
ございます。

高齢者の交通事故防止のため、自家用車にドライブレコーダーを取り付ける費用への助  
成を考えてみてはどうかとの御提案でございますが、現時点では制度の導入までは検討し  
ておりません。県内の他市においても本市と同様に、助成制度の導入は特に検討されてい  
ないようです。

市としましては、まずは大竹警察署や交通安全協会と協力・連携して、高齢運転者に対  
する交通安全の啓発をしっかりと行っていくことで事故防止につなげていきたいと考えてお  
ります。

以上で、中川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） 最初の晴海臨海公園ですけれども、立派な野球場、テニスコート、大  
変すばらしいと思います。野球をする人なら、その野球場を利用して、いいなと思うし、  
テニスをする人ならば、テニスをして、すばらしいコートだというのは分かりますけども、  
利用しない人は、あれは何だと、あんなものをつくってという声もあったりします。私も  
よく、家から近いものですから、散歩コースで、ぐるっと1周回ると大体800メートルぐ  
らいありますかね。1周回れば、運動した気分になります。きれいな遊具広場があって、  
そこを散歩するととっても気持ちいいんですけれども、ただ、休める場所がないんですよ  
ね。少し一息入れたいなという場所がないんです。芝生とかがあれば、その上で転がって  
休みたいと思うんだけど、なかなかそういうところがない。

私、10年ぐらい前に友人に小さい子供がおられたんで、遠くの遊具広場にそういう遊具  
施設があるということで、山口県のほうまで遊びに行ってますという話を聞いたことがあ  
ります。先ほど市長が言われたように、市外からたくさんの方が来られているというのは  
大変喜ばしいことだと思います。けども、寄って休もうという感じがありませんよね。

この遊具広場を利用されている方が、子供を遊ばせて、ずっと見守っているんですけど、  
日陰がない、暑くてやれないということで、大変困っているということを知りました。で  
すから、あそこらあたりに少し休める場所、憩いの場所みたいな、日陰になるようなあず  
まやなどを造ってはどうかという思いがします。その辺をお聞きしたいんですけど、そ  
れについてお答えをお願いします。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 遊具広場に陰がないということで、現在、遊具広場におきま  
しては、1歳から3歳向けの小型遊具には屋根を設置するとともに、2基のあずまやを設  
けております。そのほか、各球技場やテニスコート、それから海辺の広場のほうにも、3  
基の大きなシェルターを設置しているところございます。

大型遊具を利用する目的で、土曜、日曜、祝日には多いときで300人から400人のお子さ  
んと親御さんが来ていらっしゃるやいまして、お子さんを見守る親御さんに日よけを確保する

となりますと、かなり大きな施設や数を整備する必要がございます。整備コストやスペースの問題から、現実的には難しいと考えております。現在、容認しております簡易のテントの設置や樹木の陰を利用してもらうことで日陰の確保をしていただくようお願いしたいと考えております。

なお、樹木につきましては、何も無い広大な土地を公園として整備していることもございます。一部、高木を移植したところもございますが、コスト面を考えますと、今植えている木を生育させることが望ましいと考えます。もうしばらく、5年とか10年というスタンスがかかるとは思いますが、そういうことで、なお一層充実して、公園の日陰などの確保を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） コストがかかるのは分かります、当然です。デイキャンプ場も、しばらく真砂土が盛ってあって、どうなるのかなと思ったら、すばらしいキャンプ場ができて、今はすばらしいと思います。

多目的グラウンドも、来年ありませんけど、出初め式とかカキ水産まつりとかに使われて、大変にぎやかになっていますので、それぞれいろいろな使い方とかあると思います。これからどんどんよくなっていくんだろうな。木も大きくなれば様相が変わってくるのかなとは思いますが。その辺を期待して、これからできるだけ市民の声に応えられるような、ニューヨークのセントラルパークじゃないですけど、そういう憩いの場をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ドライブレコーダーですけども、さっき言いました安全運転支援機能つき、私、今回調べて初めて分かったんですけど、そういう優れたものでも2万円前後であるんですね。これを助成するとなると、半額で最高1万円にして、100台あれば100万円、1,000台あれば1,000万円かかります。確かにコストもかかります。それでも事故を防ぐとなれば、ある一定の条件付で助成していただければ大変いいじゃないかと思っております。例えば、期間を半年とか1年にして、ゴールド免許を持っている方とか、そういう条件にいただければいいんじゃないかなと思っておりますので、その辺で、お考えになっていることをお聞かせください。

○議長（細川雅子） 自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） 今回、議員の御指摘を受けて、ドライブレコーダーというものについて、改めて考えさせていただく機会をいただきました。ありがとうございます。

今回、県内の自治体にもお伺いしたところ、やっぱり何自治体かは、そういう考え方もありますねというお考えをお示しされているところもあったんですけども、ほとんどが、今はまだサポカー補助金を国が実施されて、そちらのほうでまずは高齢者の運転される車に安全性を求めていくというところを重視するということが多くございます。とは言いながら、御指摘のとおり、最近ではあおり運転とか、そういったものを防止するためにもドライブレコーダーが有効だという観点から助成するところもあるようでございます。

一応、県内の自治体のほうの交通安全の担当者が集まる会議というのが毎年1回あるんですけども、今年は新型コロナウイルスの関係でそれができてないんですが、そういった

ところとも情報交換しながら、こういうのが有効だということであれば、皆さんで検討できればとは考えてます。

私個人の考え方としては、議員が御指摘の、例えばゴールド免許とか、そういった方というのは日頃から安全運転に取り組まれているので、むしろ、逆に危ない運転をされる方に取り付けたほうがいいのかなどという気はいたします。そこら辺はまた皆さんの意見を頂ければ、少し考えてみたいとは思いますが。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） ありがとうございます。条件付というのはいろいろあると思いますので、とにかく事故がなくなるように。私も青色パトロールの講習を受けていますが、青色パトロールの車も13台全部ドライブレコーダーつけるように今年なったそうなので、その辺も考えたらどうかなと思いましたので、これからも検討していただいて、どうかよろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、7番、賀屋幸治議員。

[7番 賀屋幸治議員 登壇]

○7番（賀屋幸治） おはようございます。新和会の賀屋幸治でございます。

コロナ禍の中で、第3波の感染拡大が心配されていますけども、職員の皆様には、今後、さらなる負担増が予測をされます。今まで市民の皆様へ親切丁寧な対応をしていただき、感謝を申し上げます。

このような時期ですが、一般質問の機会をいただきましたので、今回は、米軍岩国基地の航空機騒音被害に悩まされ、我慢を強いられている阿多田地区住民の抱える課題の一部を紹介させていただきながら、今後の対応について、通告書に沿ってお伺いいたします。

まず、1点目の島民唯一の交通手段である阿多田島フェリーの更新状況についてですが、フェリーの更新方法については、昨年2月28日の生活環境委員協議会で有限会社阿多田島汽船の経営健全化方針の策定についての説明がありました。また、3月1日の中国新聞にもフェリーの新造の情報がありました。それは、島民の意向を酌んで、運賃の値上げをしないで、また、汽船側にも経費の削減になる方法として、国土交通省の離島航路構造改革補助金制度を活用した地域公共交通確保維持事業の適用を受け、公設民営化により建造するという方針でありました。この制度は、離島航路の維持改善のための航路改善協議会において、航路診断、経営診断の調査をして、問題点や課題を把握した上で航路改善計画を策定し、将来の経営破綻を回避するための取り組みを支援するというものです。これまで更新方法について検討する中で、有利な手法を検討していただき、取り組んでこられた担当部署の職員の方々には大変苦悩をされたものと、感謝を申し上げます。

また、この事業の実施においては、大竹市として過去に新造船を建造した経験もなく、造船の知識を持った専門職員もいない中で運航する汽船側の要望に添った船舶を建造することになると思います。そのためには、関係者と具体的な構造、機能、装備等の仕様について、協議や調整を経て、設計監理、発注業務など、さらなる労力が必要になるかと思

ます。

そこで、予定では、フェリー建造に関しては令和4年度の完成を目指すと伺っていますが、今後、発注までのスケジュールと現在の進捗状況を伺います。また、現時点で事業推進上の課題や懸念事項があれば教えてください。

次に、2点目の漁港・港湾施設整備についてですが、まず、阿多田漁港の整備については、離島航路として阿多田島と小方港を1日5往復就航して、島民の生活を支えるフェリー涼風の母港になっている阿多田漁港は、地形的に港の北側が大きく開いています。北風が強いときには、港内の3方が護岸で囲まれているため波の逃げ場がない状態となり、フェリー棧橋付近は波高が高くなって三角波が発生し、棧橋への着岸、係船が危険な状態になることがしばしばあると聞いています。特に台風時にフェリーや大型船舶が安全に避難するためには、港内波浪の静穏対策が必要になるものと考えます。

平成26年度に権限移譲で漁港施設が広島県から大竹市に譲渡され、その後の施設整備については大竹市で行うことになっていると聞いていますが、現状の把握や対策をどのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

次に、飛石港棧橋の改修についてですが、阿多田島では平成22年から主要産業のハマチ養殖いかだを活用した海上釣堀大漁丸を、また近年、海遊も営業を始め、年間利用者数も5,000人を超えるほどの人気で、新たな観光資源として期待をされています。この海上釣堀は、生けすに活魚を入れ営業していますが、活魚は県外から大型水槽車、これは20トン車で輸送され、飛石港棧橋で船に積み替えられています。しかし、飛石港棧橋は14トンの車両重量制限で、大型水槽車が乗り入れできないため、潮待ちをして、満潮時に岸壁から船に積み替えるなどの対応が必要で、大変困っていると聞いています。この棧橋は、県内他地区の港湾施設の改修で移築され再利用されているもので、以前から更新の要望をしていると聞いていますが、現在の状況と今後の対応について伺います。

次に、小方港駐車場の拡充についてですが、小方港の利用は、先ほどの海上釣堀の集客により、休日には港内スペースは車の置場がない状態になります。利用者としては、県内外から、フェリー利用者、小方港の漁船や遊漁船、プレジャーボートの利用者、港内での釣客などですが、満杯状態で約120台の車両が駐車しています。そのうち阿多田島民も利用しているわけですが、島民は朝の便で小方港に着き、自家用車に乗り換え、用事を済ませて14時40分の便で帰ることが多く、小方港に帰ったときには既に満車で置場がなく、駐車場の確保に困っていると聞きます。

小方港は港湾施設ですが、フェリー利用者の専用駐車場が確保されているわけではないので、誰が駐車しても構いません。こうした状況の中ですが、島民の生活にとっては唯一の交通手段であるフェリーと自家用車を利用するためには駐車場を確保するということが最優先課題であると思います。今後、大竹港小方地区臨港道路の整備により、道路位置が西側、山側のほうですが、移動し、港の西側に港湾用地が確保できる計画と聞いています。その際には駐車場として利用できるよう、用地の確保をお願いしたいと思います。この駐車場問題についてどのように考えておられるのか、見解を伺います。

また、港湾・漁港施設の整備や維持管理については、毎日利用する島民の関心が高く、

担当する土木課の職員には負担がかかる中で、いつも素早い対応をしていただいていると島民から聞いております。安心すると同時に、対応に感謝を申し上げます。

最後に、フェリー運賃助成制度についてですが、現在、阿多田地区住民の70歳以上の方を対象にフェリー乗船券を年間48枚交付していますが、この枚数では月に2往復しか利用できず、既に使い切って、自費で回数券を購入している人もいると聞いています。また、70歳未満の方でも、通院や買い物など、フェリー運賃の助成が必要な方もおられると思いますが、なぜ70歳以上だけが対象なのですか、なぜ年間48枚なのですか、そういった質問をよく耳にします。今年4月から、阿多田診療所の診療日時も変更となり、専門医療機関への通院など、本人のほかには付添人として乗船券が必要な人もおられると思います。現制度の財源は再編交付金が充てられていますが、この再編交付金の趣旨は、再編により影響を受ける住民の生活の利便性の向上などに資するためのものです。

冒頭で述べましたように、米軍岩国基地の航空機騒音に最も我慢を強いられている阿多田地区住民の生活と福祉の充実に向けた施策の1つとして、住民が望んでおられるフェリー乗船券の助成制度の拡充、または、対象者を広げた運賃の助成制度を新たに創設することはできないのでしょうか。見解を伺います。

以上で、壇上の質問を終わります。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様は、岩国米軍基地の存在にいろんな場面で不安を感じられておられます。特に騒音の影響につきましては、阿多田島の皆様方が一番大きく我慢されていること、このことは十分理解をしております。再編交付金の終了が目前となっておりますが、市民を、特に島民の生活を守るという私の決意は変わりがございません。国には、市民を代表される議員の皆様とともにしっかりと声を伝え、そして、特に島民の皆様の暮らしを守るために必要な施策に取り組んでまいりたいと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の阿多田島フェリーの更新状況についてでございます。

本年10月の決算特別委員会でも御質問をいただいております、そのときの御回答と重なるところもあると思いますが、御了承をお願いします。

平成30年3月に、阿多田島離島振興協議会及び有限会社阿多田島汽船から、島民のフェリー運賃負担軽減に関する要望をいただきました。これまでフェリーが更新されるたびに値上げされてきた経緯から、再編交付金を活用して、これ以上運賃値上げを行わないようにしてほしいとのお声をお聞きしています。これを受けまして、運賃に反映しない手法について、市で協議を重ねた結果、市がフェリーを新造し、阿多田島汽船に無償で貸し付ける公設民営について検討しているところでございます。

本年7月に、国・県・市・事業者及び地元代表などによる阿多田・小方航路改善協議会を立ち上げ、経営改善やフェリー新造などの協議を開始いたしました。

第1回協議会では、航路改善計画の策定や今後のスケジュールなどについて協議しまし



た。航路改善計画の策定業務委託などは阿多田島汽船が行い、島民及び阿多田島を利用される方へのアンケート調査や経営診断などを経て、来年3月末までに阿多田島汽船から協議会に対し、航路改善計画案についての報告を受ける予定でございます。航路改善計画で公設での建造が望ましいということになれば、市が新造し、阿多田島汽船に無償で貸し付ける公設民営で取り組んでいきたいと考えています。ただし、実際に建造するとありますと、議員御指摘のとおり、これまで経験がございませんので、設計監理を専門業者にお願いすることになろうかと思えます。また、新造船の引き取りの際は阿多田島まで運ばなければならないことや、運航開始後の定期点検なども考慮して、造船会社の選定条件を決めていく必要がありますので、詳細については、引き続き、阿多田島汽船と協議していきたいと考えています。

2点目の漁港・港湾施設整備についてでございます。

まず、阿多田漁港の整備ですが、阿多田漁港は平成26年4月1日付で広島県から移管され、現在は市が管理する漁港となっています。また、移管の際には、県において一定の整備が完了したのものとして移管を受けています。しかし、阿多田漁港は移管から約6年が経過しており、近年の台風などの異常気象に対応するための新たな整備の必要性について、今後、検討してまいりたいと考えています。

次に、飛石栈橋の改修ですが、栈橋自体の老朽化や飼料運搬車両の大型化により、以前から改修の要望を利用関係者などからいただいています。飛石栈橋は広島県が管理しているため、現在、市から県に対して要望を行っているところでございます。

次に、小方港の駐車場の拡充ですが、議員御指摘のとおり、多数の方が小方港駐車場を使用しており、休日には満車状態となっています。この状態を解消するには駐車場用地を広げることが最も有効であると思われれます。現在、県が行っている小方橋の架け替えなどにより、港湾区域内の敷地なども一部変更される予定であり、現状の土地利用形態が見直されることも考えられますので、市としましては、県の事業の進捗に合わせて、駐車場用地の確保を検討していききたいと考えています。

3点目の阿多田地区住民へのフェリー運賃助成制度についてでございます。

これまで再編交付金を財源として、平成19年度以降、診療所の運営補助のほか、防災コミュニティグラウンドの整備、あたたハマチ to レモンのブランド化、老人集会所の改修などを行ってまいりました。また、再編交付金を積み立てたあたたか基金を活用し、平成28年度から阿多田郵便局での公的証明書の発行や、障害のある方、介護サービスを利用される方、高齢者、妊産婦、高校生などを対象としたフェリー代などへの助成を行っています。

現行の再編交付金の交付は令和3年度で終了することが決定しております。議員御提案のフェリー運賃助成制度を新たに創設することは、財源の問題から難しい状況です。しかしながら、基地がある以上、騒音がなくなることはございませんし、生活上の懸念が払拭されることもありません。その意味でも再編交付金に代わる新たな支援策は、当然に必要なものと考えています。これまでも事あるごとに国に対して要望し続けてきておりますが、引き続き、島民の皆様、市民の皆様の負担軽減や安全の確保、地域や市全体の活性化のた

めに、恒久的かつより自治体の裁量が発揮しやすい制度として支援が得られますよう、強い決意を持って取り組んでまいりたいと考えています。

今回の議員の御提案は、島民の皆様の日々の御負担、御労苦を考えてのものとして十分理解しております。国からの新たな支援策の確約がない中で、限りある財源を有効に使いながら、島民の皆様の安全で暮らしやすい生活を守ることが重要でございます。

まずは、現在の制度を持続させるとともに、財源の確保などに向けた、国や県への要望をしっかりと行ってまいります。そして、喫緊の課題である島民の皆様の重要な移動手段であるフェリーの更新に優先的に取り組み、島民の皆様に御不便がないようにしていきたいと考えています。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） それでは、最初にフェリーの更新のことでございますけれども、今、順調に進んでいるというお話でございましたけれども、まず、休日には釣客が大変多く、定員オーバーになるという状況になって乗船できないということもあると聞くんですけども、今度、新しくフェリーを更新されますと、それは規模的にそういうことも配慮して、大型化されるのでしょうか。それとも、今の定員で、そのまま同じ規模になるのか、その辺をお聞きしたいんですけども。

それと、仮に大きくなるとしたら、栈橋もそれに対応してやり替えないといけないのかもしれないし、特に、こちらの小方港の栈橋はもう30年以上たっているんだと思うんですが、そういうこともあって、更新の時期も考えないといけないと、その辺について、船の大きさと栈橋の件について、どのように今考えておられるのか、まずお願いします。

○議長（細川雅子） 自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） フェリーの件でございますけれども、規模につきましては、こちらのほうとしても初めて取り組むのでイメージが湧かないというのと、今の同規模のフェリーということで想定しているところではあります。御指摘のとおり、利用の状況によってどうなのかというのがありますが、その点につきましては、阿多田島汽船とよく協議をしながら検討させていただきたいと考えております。現時点ではそこまでしかお答えできません。申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） フェリーの大型化に伴って、今ある既設の栈橋が大型になるかという質問だと思いますが、実際の今の小方栈橋につきましては、大竹港の区域内ということで、県の施設になります。先ほども飛石栈橋の話もありましたが、小方栈橋についても、県のほうへ改修、更新等をお願いさせていただいてます。

それに併せて、今、フェリーの大型化とタイミングが合うかどうかもありますと思いますので、それについては今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。まず、規模ですけども、ほんとに釣客が多い

ときには、積み残しといたしますか、臨時便を出さないといけないというような状況になっていると聞いておりますし、一番困るのは、釣客が多いときは、大きなクーラーを皆さん持ってこられるんで、その置場、そういうことも考えていかないといけないということで、便数が限られていますし、朝の9時半の船で釣客の方は行かれるわけなんで、そこへ集中するわけですね。そういうこともあって、今は定員が130名ですかね、それでいいのかどうなのか。その辺をもう少し、よく阿多田島汽船側と調整を図ってもらいたいと思います。

それと棧橋の件ですけれども、ありがとうございます。一緒に要望もしていただいているということで、できれば併せて更新ができるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、阿多田漁港の整備のことについてですけれども、これは先ほど市長の答弁の中にも、県から移管を受けて、もう6年がたち、その間でまた状況も変わってきているということの中で、新たに整備をする必要があるかどうかの検討をしていくというお答をいただきました。先ほど私が申しましたように、フェリーがなかなか着きにくい、危ないという状況が、三角波が立つ中でよく起きるということでございますんで、そういうタイミングに現場を見に行くということ自体がなかなか難しいと思うんですが、船を持っておられる方ならよく分かると思うんですが、波の怖さといいますか、また、棧橋に着けるときの危険性といいますか、そういうものをよくヒアリングをしていただひて、たしか県のほうも、平成26年に移管をするときには、全部の施設が整備が終わったというよりも、阿多田島のほうからの要望が全部整理されなひままに調査中で打ち切られたんじゃないかなと思うんですが、その辺も県のほうともよく協議をしていただひて、有利な交付金制度もありますんで、その辺を活用していただければ、ほとんど市の持ち出しがないような事業ができると思ひますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、飛石棧橋でございますけれども、これは県のほうにも要望していると同ひましたけれども、現在の履歴といいますか、いつ作製をされて、いつ大竹港へ持ってこられて、耐用年数が何年あって、あと何年残っているかとか、あるいは、健全化調査というのをやっているかと思うんですが、その状況はどうなのか。あと、あわせて、改修計画にのっているかどうか、そのあたりを分かれば教えていただひたいと思うんですが。

○議長（細川雅子） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 飛石棧橋の件ですが、先ほど言われた履歴、耐用年数、健全度調査、改修計画だと思ひます。

設置の時期につきましては、議員のほうからも質問の中にありましたが、県の施設で、いつ今のものが設置されたというのが不明なところがあります。

次に、耐用年数ですが、一般的に約30年と聞いています。

あと、健全度調査ですが、今の棧橋につきましては、県の管理するもので、近年、平成27年度に現在の施設の健全度調査を行っている状況です。なお、判定につきましては、ランクとしてA、B、Cがありまして、Cに該当しており、要経過観察という状況となっています。なお、この調査につきましては、5年に1回行っている状況で、今年度実施中ということは聞いています。

あと、最後に改修計画につきましては、県の施設ということで、先ほども答弁させてもらいましたが、県のほうへ要望をさせていただいている状況です。なお、維持修繕的なものは市のほうで対応させていただいています。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 一般的に耐用年数は30年ということですが、履歴は、飛石港に持ってきたときに施設台帳が整理されているんじゃないかと思うんですが、それには、どこから来て、いつ作製したとかいう、いわゆる作製年度とかが載っているんじゃないかなと思うんですが、それはまた調べておいていただきたいと思います。

それと、先ほど壇上で申し上げました、非常に使い勝手が悪いという話なんですけれども、14トンと制限荷重が栈橋のどこへ掲げてありますんで、どうしても車の運転手は、自分の車はそれより大きいということになれば、栈橋に乗って浮き栈橋のほうへ下りていこうということは危ないというふうに当然考えて、満潮まであそこで待つということになるんですけども、橋の構造の考え方でいくと、14トンというのは2等級ですけども、20トンの車両が下へ通る安全性、その辺は、橋そのものも構造計算上は安全率というのが掛けられていまして、大体1.5倍ぐらいの荷重に耐えられるように計算され、また、造られているんじゃないかと思うんですけども、それと14トンの橋そのものは、1台だけがそこへ乗った状況ではなく、2台乗って安全のように造られているんで、単体の20トン車が1台乗ることがほんとに危険なんかどうか。耐用年数の問題もあって、古いからそれも危ないですよということで管理上はそうされとるんでしょうけども、毎日多くの車両が通るわけでもないし、新しく更新されるまではそこを使い続けるということをしなないといけないんで、できれば頻度も考慮して、1台がそこを乗るだけなら何とか、慎重に渡ってもらえれば大丈夫ですよというような、使用方法の条件付で許可をしてもらえたら助かるんじゃないかと思うんですが、埠頭そのものは20トン車が乗っても沈むようなものではないと思うんで、そのあたりを含めて検討していただいて、それはすぐに新しく更新されるということになればいいんですけども、いつになるか、要望を今からするわけでしょうし、今までもされておったのがすぐになってないんで、約束もできないかも分かりませんので、新しくなるまでの間、使い方について検討していただいたらと思うんですが、そのあたりのお考えをお願いします。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） ただいまの栈橋の件ですが、今14トンということで、いきなり検討して、すぐイエスかノーかということもなかなか出ないかと思います。あと、広島県とも確認します。現況の栈橋といたら、幅も狭かったり、それから底が浅かったり、ほんとに乗ったときに、重量による安定度、いろんな面を検討しなきゃいけない部分ありますんで、いましばらく時間をいただきたいと思います。広島県のほうとまた確認して、どのようなことが可能であるかということも含めて検討いたします。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、小方港の駐車場の件ですけれども、これも答弁にありましたように、新しい道路が、小方橋の架け替えと併せて、臨港道路という形でできるわけですが、今年の3月5日に生活環境委員協議会の資料で配付されましたけれども、新しい臨港道路の平面図、これを見ますと、今の堤防のほうに道路全体が北側に寄って、今ある橋と港の護岸沿いにある道路、このあたりが一体的に利用できるような、そんな計画平面図になっておりますけれども、これをうまく使っていただいて整備をするということをお願いをしたいわけですが、これが令和5年5月頃までの予定ということなんで、3年と半年ぐらい待たないとこの整備もできないということになりますと、壇上で申しましたように、休日にはほんとにたくさんの方が来られて、住民の方、島民の方は駐車場に困っておられますんで、そのあたりを毎日ということじゃないんで、暫定的に使えるような方法を検討していただきたいです。

1つは、今、小方港の北側の既存の4車線の道路がありますけれども、これは、進入する側も2車線、出ていく側も2車線、小方港の横だけ4車線になっているわけですが、これはもともと、この晴海の埋立てをするときに、埋立許可申請の中で、当初の埋立ての計画図、埋立て後の整備計画図、これが臨港道路として4車線が全部、県側も含めて、ぐるっと整備するような絵が描かれておりました。それに合わせて港を先行して開港するために道路の部分だけ4車線で先に造ってしまったということがあって、その後、埋立ての利用計画も今のような状況で変更もされていきましたけれども、結局4車線の道は、埋立て区域全体にぐるっと回るといふ計画そのものが立ち消えて、今の港のところだけが4車線残ってしまってる。さっき申したように、前後が2車線なんで、あそこが4車線あっても非常に混乱をする。今も川側から入っていても、右折をするのも変なコースになってますし、また、晴海臨海公園のほうへ真っすぐ行く道と、ゆめタウンのほうに行く道と、当然あそこは2車線ありますから、対向車との出会いが非常に危険な状態にある。そういうことを考えると、あそこを将来的に4車線で整備するんなら置いとかないといけないかも分かりませんが、将来的には全部2車線で進めるということになれば、今ある4車線のうち2車線はほかの用途に使えるんじゃないかと、暫定的にでも、4車線のうちの2車線、そのうち港側の1車線部分を臨時的駐車場のよう形にして、そこへ置いてもらうということも考えられるかなと思うんですが、晴海臨海公園のほうに許可を得て置くということもできないでしょうから、かといって、晴海臨海公園も利用者が特定されとるわけないんで、どなたが置いて構わんと思うんですけども、ある程度、阿多田島民の方に配慮をして、このあたりを利用して下さいというような形ができれば非常に島民の方にはありがたいんじゃないかと思うんですが、先ほど言いました令和5年の5月まで暫定的にほかの方法で考えていただけないか、そういう検討していただきたいと思うんですが、そのあたりについてお答え願いたいと思います。

○議長（細川雅子） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の小方港の臨港道路、県の事業になりますが、4車線の部分は、今後、今の計画どおりでいけば、2車線の変更になります。ただし、土木課が今からやる

小方4号線と交差点の部分については、今の4車線をかなりフル活用した形の計画にはなると思います。なお、晴海臨海公園のほうには2車線でそのままということではなく、右折レーン、左折レーンという形で整備される予定になっています。

今の2車線部分で残ったところということの駐車場の確保だと思いますが、実際に安全対策などいろんなことの規制がかかりますので、今後、一部でも検討できればと思っています。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員、5回目です。

○7番（賀屋幸治） 今の5回目というのは。

○議長（細川雅子） 2つ目の質問が5回目です。これが最後です。

○7番（賀屋幸治） はい。最後、検討してみますということだったんですが、ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、今の2番目の質問については終わります。

最後に、フェリーの運賃助成制度の件でございますけども、今年度の乗船券の利用状況、それと、現在、何人の方が既に使い切っておられるのかというような、その情報というのはお持ちでしょうか。

○議長（細川雅子） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） まず、今年度の利用状況ですけれども、対象者の方が79人いらっしゃいます。その中で、支出の金額としては118万円程度ということで、執行率に直しますと、43.8%ということになっております。ただ、今年度、新型コロナウイルスの影響等もあったかと思えます。例年4月、5月、利用率が大変高いわけなんですけれども、今年度でいいますと、例年の半分ぐらいということにもなっておりますので、そのあたりの影響もあろうかと思っております。

それから、使い切った方の数ということなんですけど、こちらについては、毎月上がってくる報告書を1つずつ調べて、対象者別に集計をする必要がございます。したがって、前年度の数字ということで御了承いただけたらと思います。令和元年度につきましては、対象が82人いらっしゃって、43人の方が使い切っておられますので、率でいいますと、約52.4%の方が48枚使い切っているという状況でございます。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。使い切るというのは、非常にそれだけ必要だから使うということで、逆に余るという方は、個人的な事情もあるんかもしれませんが、なかなか利用して、こちらに出てくるという、そういうことが不自由な方ではないかなと推測するんですけども、せっかくある予算ですから、先ほど報告ありましたように、昨年は約52.4%の人しか使ってないということでございます。半分ぐらいしか使ってないということでございます。ということは、半分ぐらい予算が余っていると思うんですが、令和元年度の決算の状況を見ると、金額でいえば184万4,380円使ってるんですよ。予算は272万7,000円あって、差引きでいえば、88万2,620円残っておりまして、それが片道710円ですから、1,243枚が使われてないということになって、大体有効に使っていただき

いんですが、そこは枚数制限をしとる関係で、使いたくても使えない。使えないというか、もう使い切って、自費で回数券を買うしかないという方が実際に多くおられると。今年度も残りあと4カ月ほどあるわけですが、同じような状況でいくと、3分の1ぐらいが余るということになるので、それを今年度もあと残りが3分の1ぐらいですね、4カ月ですから。ちょうど使い切って、必要な方に追加交付をしていただけないかなというのがまず1点あります。そういうことによって、せっかくの予算ですから、有効にそこを使い切ることができるのではないかなと思うのですが、その辺についてどのようにお考えですか。

○議長（細川雅子） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） まず、先ほどの執行率と、それから、48枚使い切った方が約52.4%と申し上げたんですが、そちらについて説明が不足しておりましたので、御説明させていただきます。

予算の執行率でいいますと、令和元年度でいいますと、約67.6%ということで、約3分の2ということです。全体の枚数に対して、それだけの御利用があったということです。

それから、先ほど申し上げた約52.4%というのは、対象者のうち48枚全て使い切った方が半数強いらっしゃるということでございます。それで予算の残が幾らか出ております。このうち1枚も使ってらっしゃらない方というのが2割程度いらっしゃいます。全て使い切った方というのが約半数いらっしゃって、残りの方が何枚かを使われているということで、その部分の平均でいいますと、約24枚ぐらい、半分ぐらい、全部使い切っていない方の平均でいうと約24枚ぐらい使われているということで、全体で約67%程度の執行率になっているということでございます。

それで、予算は残が出ておりますので、その部分を追加交付ができなかったということですが、この制度が始まったときに、まず、岩国市の柱島を参考に同等の支援をしてもらえないかというところで、70歳以上の方を対象に48枚ということで制度が始まっておりますので、今決めさせていただいているルールの中で適切に使っていただくということかなと思っております。確かに予算は確保しておりますが、ただ、このルールによって、全ての方が上限まで使われたときに不足がないようにということでの予算ですので、執行残があるということで、他の方に上乗せで交付するということになれば、また全体の公平性とかということも考えていかななくてはなりませんので、今の枚数で不足をするということがもしあるようであれば、制度全体としてどういうものかというのは、改めて別の場で考えていくという必要があるかなと思っております。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 不公平にならないようにということで枚数を48枚という、使っても使わなくても一応交付するというので、それも使うものだという前提で交付をしておられますけども、先ほどにもありましたように、3分の1ぐらい、結果的に余ってしまうと、金額的にね。その部分をどういうふうにするかですけども、この財源は、先ほども申しましたように、再編交付金が使われているわけでございますけども、この再編交付金に関しては、平成19年度から令和2年まで、今まで14年間、これで56億9,000万円余りが交付

をされておるわけですが、このうち、阿多田島に用途として使われているのは1割ぐらい、56億9,000万円あるうち5億7,000万円ぐらいしか阿多田島に関連して使っているものはないんですよ。その辺から考えてもらいたいんですけども、冒頭でも言いましたように、市長も十分認識をされとるということでございますけども、この再編交付金の使途、これは騒音被害を受ける阿多田島住民のために国も交付をしているということでございますので、結果的に1割しか使われてないと、それでよいのかなと思うんですが、阿多田島の皆さんは非常に優しいので、というか、おとなしいので、そのことについて腹を立てたり文句を言ってきたりというのはないと思うんですが、阿多田島の皆さんは再編交付金が阿多田島のためにあるんだということも認識をされているので、かえって遠慮されて、自分らのために再編交付金を使えるようになってきているということに対して気兼ねをされてる部分があるんだろうと思うんです。しかし、現実には、さっきも言いましたように、1割しか使われてないんですよ。

それで、去年の再編交付金の公共交通負担金、幹線交通と支線交通に再編交付金が3,163万円ほど使われてるんですよ。それから考えると、このフェリーの運賃の助成、これに今、予算的には今年度も269万3,000円ですけども、桁が1つ違うぐらいしか使われてないと、考えられてないと。もう少し阿多田島の住民の方が望む、毎日のことですから、使わないといけない人は、ほんとに毎日1,420円出費をしないといけない。壇上でも申しましたように、阿多田島の診療所の運営が変わりまして、変わるというか、先生が島外から通うということで、週に2回しか開いてないということになって、当然それまでも診療所の専門科目以外の医療機関にはこちらへ通って診てもらっているわけですけども、少なくとも、それに増して、フェリーに乗ってこちらに通院しないといけないという機会が増えているんだろうと思うんですよ。そういうことも考えると、島で生活をしているからそのハンディーがどうしてもあって、それを幾らかでも配慮して、再編交付金を皆さんが望むような使い方をしてあげてもらいたいと思うんですけども、そのあたりを含めて、例えば、全員とはいいませんけども、ある程度の所得制限を設けてフェリー代金の助成をしていくとか、半額とか、3分の1とか、いろんな考え方、方法があるかと思うんですけど、皆さん、少し知恵を出していただいて、阿多田島住民の立場を理解していただいて、それに見合う再編交付金の使い方をもう一度検討していただきたいと思うんですが、これを最後にしますので、市長、これについて何かお考えがあればお願いしたいと思うんですけども。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 再編交付金を受けるに当たって、防衛省と折衝をしてみました。大竹市民全体が我慢をしているということ、もちろん一番影響を騒音で受けるのは阿多田島の皆さん方でございますが、大竹市に再編交付金が出てまいります。阿多田島の方も大竹市民でございます。大竹市全体がよくなることによって、阿多田島の方も恩恵を受けられます。そういうことで、阿多田島に直接に今数字をおっしゃいました。非常に人口割合としては、十分に配慮したものでやっていると自分自身は考えております。大竹市民全体が不安を受けながら、そのことに対して対応をしていくというのが国・防衛省の考え方で



あるということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。そして、もちろん騒音で一番大きく我慢をされている阿多田島の方に対しましては、私は全力を挙げていろんな形でやっていきたいと思いますので、どうかその辺の御理解はいただきたいと思います。

例えば公共交通につきましても、阿多田島の皆さん方も港からバスには乗られるわけでございます。大竹市全体がよくなることをしっかり考えた中で、特別に阿多田島の方に対する配慮はあるということ、そのこともぜひ御理解をいただきたい。その中で担当が申し上げましたように、全市民の間で公平感を持ちながら施策をやっていくということについても大変大切な視点であるということ、そのことを考えながら、十分に阿多田島の皆さん方には、いろんなことを手だてをしてまいりたい。そのために、国に対して、この制度、違う形の名称になるかも分かりませんが、確実に配慮していただきたいということを要望し続けてまいりたいと思いますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。阿多田島住民に成り代わってお礼も言いたいところですけども、切実にこのフェリーの問題については、運賃のことも含めてですけども、関心が一番高いということでございますし、この再編交付金の使途については、当然ホームページのほうに全部掲載されてますから、どなたでも見ることはできるんですけども、特に国のほうに我々も要望する中で、防衛省のほうでは財務省に申請をしていく、来年度予算についてもですけども、その中で財務省のほうは、この大竹市に交付している金額のうち、どれぐらい阿多田島に使われているんだろうかという心配をされていると聞くんですよね。それぐらい国のほうも、せっかく交付したけども、阿多田島にどれぐらい、どういう形で使われているのかと。それを大竹市がどういう形で使うかというのは任されてますけども、実際に騒音被害、先日も阿多田島へ2時間ほどおりましたけども、今ちょうど艦載機が帰ってきている時期でございますので、ほんとに耳を疑うといえますか、話ができないぐらいの騒音で、よく我慢をさせていただいているなど実感をしていつも帰るんですけども、そういう中で、阿多田島自体が高齢化をし、また、将来過疎化に進んでいるわけですけども、どうやってこの島を守っていくのかと。後継者、特に若い人に、こちらに帰ってきて跡を継いでもらいたい、ここへ住んでもらいたいという思いがあるんですが、どうしてもフェリーを使う、あるいは負担がかかるということに対して、若い人はそんなにお金も持ってないし、生活も厳しい、そういう中でなかなか島のほうへ帰って生活しようという方がいらっしゃらない。それでも今3世帯ぐらい若い人が帰ってこられて、あるいは、よそから移住をしてこられて頑張っておられますけども、そういう方に少なくとも生活の支援がどういう形でできるか。それはやはり、1つはフェリー運賃の補助、そういう形じゃないと島で生活するということの難しさが解決していかないんだろうと思いますし、そういうことを島民の方は望んでおられるので、その要望されていることを一つ一つ聞いていただいて、応えていくことが私は行政の役割だろうと思うんですが、かといって、再編交付金をほとんど使わせてくれということではありませんので、全体からしたら僅かな金額ですよ。ここに、阿多田島出身の方はおられませんよね。阿多田島へ住んでみ

てくださいよ。1週間でもいいですから、泊まってみてもらったら分かると思うんですが、それだけ我慢されているということなんです。それを分かってもらいたい。そういうことをお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続きまして、4番、小中真樹雄議員。

〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） 一人会派樹の会の小中です。よろしくお願いします。

私は、前議会でも質問いたしましたオンライン学習指導について再度お伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスの第3波が各地で到来しており、冬季における大流行が懸念されております。文部科学大臣の見解では、今後、緊急事態宣言が発出された場合でも、全国一律の休校というのは現在のところ考えてないというような見解が示されておりますので、この春の段階よりも学校が休校になるリスクっていうのは多少減っているかとも思われますが、いつどういふことがあるか分かりませんので、万一の場合に備えて、オンライン学習指導ということへの準備は不可欠だという観点から御質問させていただきたいと思えます。

前議会で、3学期の早い段階にパソコン端末の児童生徒への1人1台体制を実現するということでしたが、それはもう確定したのでしょうか。それで、その1人1台体制がもう確定したのであれば、パソコン端末の機種とかは何になったのでしょうか。また、その機種を選んだ理由はどのようなものでしょうかということをお伺いしたいと思います。

次に、通信環境のない家庭への対処方法は決まったのでしょうか。

それから、指導をされる教員の方々の研修を行うということでしたが、それらの研修を通じて気づいた問題点というようなものはあるのでしょうか。あれば、その対応をどのようにされるのかについてもお聞かせください。

1人1台体制が前倒しになりましたGIGAスクール構想ですけれども、11月19日付の毎日新聞のオピニオン欄に平川理恵広島県教育長が、GIGAスクール成功の要点として、児童生徒へのPC持ち帰りを認めてほしいと訴えています。自宅でPCを使えない児童生徒の持ち帰りを認めない限り、自宅にPCがある児童生徒との格差が開いてしまうとの理由からのようですが、大竹市教育委員会の見解はいかがでしょうか。以上の点についてお伺いしたいと思います。

これで壇上の質問は終わります。よろしくお願いします。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学習者用端末の選定状況や機種の選定理由などについてでございます。

現在、3学期の早い時期に配備できるよう、12月上旬の入札に向けた事務を進めているところでございます。その選定につきましては、文部科学省が示す標準仕様に見合うものであり、指などで操作するタッチパネル式のディスプレイとキーボードが附属するタブレット型のパソコンを想定しております。児童生徒が使用することを踏まえ、操作性や耐久

性、安全性などを考慮するとともに、フィルタリング機能や物損保証の面も重視をしております。

次に、通信環境のない家庭への対処についてでございます。

家庭においても端末を用いた学習をするに当たり、通信環境を整えることは非常に大切なことと考えております。現在、他市町の状況を確認した上で、支援の必要な家庭やその支援内容を慎重に検討している状況でございますので、もう少しお時間をいただければと考えております。

次に、教職員研修を通じて気づいた問題点についてです。

10月に、市内小中学校の教職員を対象に、実際に端末を使用して、アンケートや小テスト、共同編集などの機能を体験する研修会を実施いたしました。参加者からは、体験したことで、ぜひ授業で活用してみたいという感想が多く出されております。一方で、授業で効果的に使うために、まずは教職員が端末の操作や機能を把握し、使い慣れることが必要という意見もございました。この点については、導入する端末について、学校と情報共有するとともに、具体的な活用を重ね、児童生徒が端末を利用する前の段階で使い慣れている状態にしておきたいと考えております。

ほかにも、低学年の児童が端末を利用する際の指導をどうするかということも問題として上げられました。中学生や小学校高学年の児童生徒であれば、ある程度自分で端末を操作することも可能でございますが、低学年の児童には、アカウントやパスワードの入力や管理など、少し難しい面がございます。端末の導入後の初めの段階で、特に低学年の児童には、端末の扱い方やアカウントなどの入力の仕方、パスワードの管理の仕方などについて、丁寧な指導が必要でございます。

対策といたしましては、広島県教育委員会が作成する小学校低学年用オリエンテーション動画を指導に活用したり、上級生が下級生に操作を教えたり、手伝ったりする場面を仕組むことなどを考えております。

いずれにしても、教職員も、児童生徒も、日常的に端末を利用し、使い慣れていくことが必要でございます。学校生活や学習の中で端末が効果的に活用されるように、引き続き、丁寧に準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、学習者用端末の持ち帰りについてでございます。

例えば、国語辞典の使い方と同様に、端末も意図的に数多く使うことによって、その操作の仕方も習熟していくと考えております。教育委員会といたしましても、児童生徒につけたい力を明確にした上で持ち帰らせ、児童生徒が家庭学習でも端末を活用できるようにしたいと考えております。そのためには、学校において、家庭学習に必要な操作の指導を行うとともに、持ち帰りのルールの指導及び保護者への協力依頼などの前提条件を整える必要があると考えております。

今後も、1人1台の学習者用端末の導入後の活用に向けて、通信環境の整備、教職員のICT活用技能の向上などに一体的に取り組み、授業をはじめとする様々な場面で効果的に活用できるように計画的に準備を進めてまいりたいと思っております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 教育長の過不足のない御答弁をいただきました。どうもありがとうございます。

児童生徒も初めてのことで、GIGAスクール構想についてはいろいろあると思いますけども、私が一番思いますのは、例えばパソコン端末を持っている家庭と持っていない家庭、少なくとも共存の前提というか、それができるだけ公平なものになるような制度設計をしていただきたいということと、できるだけ児童生徒が理解しやすいような前提条件の整備をしっかりとっていただきたいという願いが1つあります。

そして、最後に、指導される方々に、SNSには便利な面もあるのですが、弊害もあるわけで、児童生徒に、まず、自分でじっくり考えて、同調圧力に負けないとか、SNSを使った人とか、機関とかもあると思いますが、誹謗中傷とかそういうことは絶対してはいけないというような態度を培うようにお願いしたいと思います。

その願いをして、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は13時を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時47分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。

一般質問を続行します。

9番、西村一啓議員。

〔9番 西村一啓議員 登壇〕

○9番（西村一啓） 9番、清誠クラブ、西村一啓でございます。私は、本市の歴史、伝統、文化等の活用についてお尋ねをしたいと思います。

初めに、全国的にコロナ禍で、業務に携わっている医療関係者の方をはじめ市内の医療従事者の人にも、まず心から感謝を申し上げます。

このような状況下、ましてや、世界的にも日本国内的にも大変な時期を迎えております。そうした中、少子高齢化が進み、本市でも人口減少が進んでいる中で、戦後75年が経過いたしました。中でも、市政が創設されて既に66年以上経過しております。本市に歴史的な文化、あるいは、そういう史跡がたくさんありながら、特に戦国時代から、おおむね420年前に、広島入りした戦国武将、福島正則公の入城以来、本市は脈々と歴史を育んでまいりました。現在も歴史上残っております、福島正則が造りました亀居城址をはじめ、11か所の郭跡も残っております。標高が88メートルの山頂付近には2か所の井戸も残っております。東からは、玖波宿にあるうだつのある町並み商家をはじめとして、旅人の喉を潤す角屋の釣井や馬だめしの峠、鉾の峠、そして廿日市市に向かう鳴川の石畳へ続きます。さ

らには、西には、小方城下の鍵辻から苦の坂、木野の渡し場跡へと、その他たくさんの歴史・史跡が残っております。特に西国街道は、京の都から馬関、下関を通り、福岡の太宰府に至る、時の公の道として古代から利用されております。市内には、鳴川の石畳から木野の渡し場まで、おおむね8キロに渡る西国街道が通っております。

先ほど申し上げましたとおり、この間には、明和元年、1764年、萩藩絵図方によって作られた市内30か所にわたり表示された絵地図も残っております。鳴川の石畳、銚の峠、馬だめしの峠、角屋の釣井、うだつのある町並み、小方の亀居城址、苦の坂四境の役の古戦場跡、木野の膝池神社、太閤振舞井戸、お茶屋跡や木野格子戸の町並み、木野の渡し場へとつながっております。こうした歴史的、時代的な史跡が散在しております。

約160年前には、維新に関わる第13代将軍の正室が嫁いだ島津藩の篤姫をはじめ、萩藩の吉田松陰先生、維新の志士や、さらに佐賀島原の乱を治めた幕府目付が江戸に帰る道として整備されたのが鳴川の石畳であります。最近では、各地域の歴史・文化財、伝統文化等をまちおこしに活用されているところが多く取り上げられてきましたが、本年11月6日には、中国新聞に掲載されました、広島県の教育委員会が広島県文化財保存活用大綱という素案を発表しております。こうした中で、我々が、まちにあります歴史的・文化的なものを活用していかなければいけないのですが、あまり活用されていないように見受けられるのは私だけではないと思います。

特に西国街道は、歴史として残っているところです。これらを再整備し、市民をはじめ、市外からの歴史探訪者や歴史マニア等に開放して活用することが本市のPRにも利用でき、4年先には完成予定を目指して頑張っております大竹駅舎の改築と、駅から西国街道を結ぶことが地域観光にも利用されることとなり、また、これらにつながるものと考えられます。特に、前は宮島、後は岩国市という、日本国内はもとより、世界的に有名な遺産がある中で、大竹市も決して他のまちに後れを取らない、そういう史跡もたくさんあります。

こうしたものを生かすためにも、以前から大竹市教育委員会と大竹市文化財団審議会で発行されている「おおたけ歴史探訪～西国街道を訪ねて～」という文書も既に配布されており、また、御存じの方もたくさんいらっしゃると思います。さらには、小方の亀居城址あたりに市民が望む小方駅の新設の要望に向けてつながり、新駅の開発で、これらを含めての利用活用ができるものと考えられます。

こうした一連の環境整備について、計画や予算化にこれから進めていくお考えがあるのか。第五次大竹市総合計画の中にも示されております。第2節の大竹らしさを育む文化と交流ということが示されています。歴史、伝統文化、地域の行事等、保存、継承、活用について、私は次の3つの質問でお尋ねをいたします。

1つ目としては、西国街道の整備についてでございます。

以前、計画では、予算化を考え、進めていた時期もあったとお聞きしましたが、今度は、再度計画や予算化の予定があるのかを伺います。また、ガイド等のボランティアの活動はできないのか。教育委員会でできないのなら、現在、市内で活動しております民間の団体、大竹市歴史研究会に委託したらいかがでしょうか。市内全般の活用方法は考えるべきだと思います。

2つ目には、玖波地区、小方地区、木野地区の町並みについて、維持管理が難しい中、既に住民の方の高齢化により、空き家として取り壊されていくところもあります。本市として、こうした建物が活用できないか。例えば木野地区の格子戸通りは、土日に利用する場所として活用できないか。フリーマーケットやイベントに活用できないか。多数の来場者への駐車場は、木野小学校跡地を活用する方法も考えられると思います。

3つ目には、亀居城址の石垣等をもっと広く市民に見せられないか。登山道が急な坂のため、穏やかな道ができれば、健康増進の散歩道としても活用はできないのか。せめてライトアップで見せる城跡の石垣活用はできないか。いろいろと取り組むことも考え、そして、利用する計画はないか伺います。

さらには、苦の坂を含む西国街道の整備は、以前、一度、歩く会を開催していたが、当時は一部崩落箇所があり、臨時に通行できるように修理・補強はされていたが、その後、修理・補強はそのままで止まっているようです。再度、そうしたことの考えがあるのか、予算的な計画をされているのでしょうか。

以上、3つの質問をして、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本市の歴史に興味を持たれ、その見識で本市の新しいまちづくりを歴史・文化の面から一考いただき、御提案をいただきました。ありがとうございます。現在、策定中の大竹市まちづくり基本計画に必要な施策を位置づけて取り組んでまいりますので、御意見等、よろしくお願ひいたします。

それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。教育委員会の取り組みなどについては、後ほど、教育長が答弁します。

本市では、平成23年3月に第五次大竹市総合計画を策定し、市民の皆様が考えるよいまちの実現に向け、大竹らしさを育む文化と交流の主要な施策の1つとして、歴史、伝統文化、地域行事の保存、継承、活用を掲げ、市民の皆さんと共に取り組んでまいりました。

第五次大竹市総合計画の取り組みを総括し、今後のまちづくりに対する意向などを把握するため、令和元年度に実施した市民アンケートでは、この施策について、充実しているの回答が充実していないの回答を上回りました。また、今後の取り組みの方向性につきましては、力を入れるの回答が縮小するの回答を上回り、今までどおり取り組むの回答を含めると、8割以上がこの施策の維持・充実を望んでいることが把握できました。

現在、新たなまちづくりの指針となる大竹市まちづくり基本構想の策定作業を進めており、この基本構想に掲げる理想のまちの実現に向けた具体的な取り組みの方向性を、第1期大竹市まちづくり基本計画に定めることとしています。

第1期大竹市まちづくり基本計画では、市民のまちへの愛着心が自分たちのまちを自分たちでよくしていこうというまちづくりの原動力、すなわち市民力につながると考え、本市への愛着心を育む視点を持って、施策を推進することとしています。

歴史・文化の保存・継承の取り組みにつきましても、市民のわがまちへの愛着心を育て

る重要な施策であり、子供世代から本市の歴史・文化に触れる機会をつくとともに、こうした歴史・文化を伝える史跡や文化財を後世に残していくことが大切だと考えておりますので、これらの取り組みを基本計画に位置づけ、取り組んでまいりたいと考えています。なお、財源確保を含めた具体的な取り組みにつきましては、教育委員会と連携し、市全体の予算の中で調整をしながら、計画的に進めてまいります。

また、まちづくりは未来のまちを見据えるものでございますが、議員の御発言のとおり、まちの歴史を踏まえる必要もあると考えます。そうした意味で、本市がたどってきた歴史を知ることのできる大竹市史の存在は大変重要です。現在、大竹市史の本編は、昭和45年に刊行された第3巻まで編さんされており、昭和30年代後半までの記録がされていますが、以降の編さんがされておられません。現在、人員的に編さんに専念できる体制が整わない状況でございますが、昨年度から編さんに必要となる資料の収集、整理に少しずつ取り組んでいるところでございます。過去の記録、記憶を確実に継承できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、西村議員の本市の史跡などの文化財の活用における教育委員会の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

初めに、教育委員会における第五次大竹市総合計画に掲げた取り組みについてでございます。

第五次大竹市総合計画後期基本計画には、目指す姿として、郷土の歴史、伝統文化の継承に関心を持つ人が増えること、また、文化財や郷土の歴史を学ぶ機会が提供されていることを掲げております。

教育委員会としては、この5年間の取り組みとして、児童生徒に市の歴史や文化を学んでもらうため、小中学校では総合的な学習の時間における大竹市の歴史や文化の題材化、また、放課後子ども教室などにおいては、亀居城の刻印の拓本づくり、和紙づくり、流しびなづくり体験などの体験学習を取り入れてまいりました。また、亀居城跡や西国街道に関するリーフレットの発行、市指定重要文化財の説明看板の設置、老朽化した史跡などの案内看板の更新などの周知活動をはじめとして、大竹市歴史研究会との共催による歴史講演会や西国街道ウォークの開催など、市内外の方に大竹市の歴史を知ってもらい、関心を高めるための様々な取り組みも行ってまいりました。

特に平成30年度は、大竹手すき和紙の里において、体験学習棟を新たに整備をいたしました。令和元年度の大竹手すき和紙の里の来所者は、5年前、平成27年度の約2.5倍となり、また、情報発信の強化のため、新たに専用ホームページやリーフレットを発行したことで、北海道や東京などの遠方からも来所するなど、地域のにぎわいの創出にもつながっております。さらに、昨年度からは、広島市立大学芸術学部との連携プロジェクトもスタートしており、地域資源である手すき和紙の新たな可能性にも期待をしているところでございます。

また、明治維新150年や、浅野氏広島城入城400周年記念事業として実施した西国街道ウ

ワークの参加者からは、今まで知らなかったことを知ることができ、大竹市に興味を持った、大竹市の歴史の勉強ができ、大竹市を大切にしたいと思ったなど、大竹市に関心を持つ人や地域に愛着を持つ人の増加にもつながっていることを実感いたしました。

さらに、外部評価専門委員による事業の点検、評価におきましても、文化財保護事業につきましても、専門委員から、記念事業の実施など、市民の興味が得られるよう工夫して事業を実施しているとの意見をはじめとして、必要性、有効性及び効率性において高い評価を得ております。

以上のことから、5年前よりも総合計画に掲げた文化財や歴史を学ぶ機会は増加し、関心度も高まっていると実感をしているところでございます。

一方で、大竹市文化財保護条例に基づく市の指定重要文化財の件数は、現在、亀居城跡、旧山陽道木野川渡し場跡をはじめとした史跡、大瀧神社祭りの奴行列・山車の風流、玖波宿本陣・陣入やっこの無形文化財、和田家文書などの古文書など、12件にとどまっており、指定重要文化財を増やしていくことも今後の課題であると認識をしております。今後、神楽などの地域の民族文化にも着目し、県や他市町の事例を参考に調査・研究していきたいと考えております。

また、市内には歴史的な裏づけ資料などがなく、市の重要文化財として指定されておられません。昔から地域で大切に守られてきた史跡などの文化財もたくさんございますので、これらの未指定の文化財の活用に関しましても、大竹市歴史研究会と連携して、様々な活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、教育委員会では、第1期大竹市まちづくり基本計画の初年度である令和3年度におきましても、限りある予算を有効活用しながら、優先順位を定め、新たなリーフレットの発行や文化財看板の設置などに取り組むとともに、大竹市歴史研究会をはじめとした市民団体などと連携をしながら講演会などを開催し、文化財の普及・啓発に努めてまいります。

以上で、西村議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○9番（西村一啓） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。さらに付け加えてお願いをし、回答いただきたいのは、先ほど申しました、広島県教育委員会が素案を発表しました。10月の時点では、県内23市町で3,222件の重要文化財、登録有形文化財などがあると発表されておりますが、先ほどの教育長のお話では、大竹市の指定重要文化財は12件。指定をされていないものがたくさんあると思いますが、ただ、一番心配するのは、それらをこれからの若い人に継承、伝えるという人が、既に戦後75年、もうほとんどいなくなるような状況であります。あわせて、先ほど市長が言われた中にもありますように、昭和29年9月から大竹市制が施行されて66年の大竹市の歴史が、昭和45年に大竹市史3巻が発行されて以来、次のことが作られてないというのもありました。どういうことかいうと、大竹駅にありますように、大竹市は産業と人の輪のまちという、新しく戦後の工業都市としての軌跡と申しますか、市史が作られてない、これはぜひ作ってもらいたいということをお願いいたします。というのは、これらを語る人がいなくなりよるんですよ。文化財はお金で買えるも



のではありません。以前から残つとるものを継承することなんで、そこんところのお考えがあるかどうか、改めてお尋ねをいたします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） 以前、私、大竹市のこのまちがつくられてきたのは、先人たちが時代を生き抜いてきたつながりのあかしだという、そういうお話をさせていただいたように記憶をしております。これからの時代、より今の子供たちが生きていく将来に向けて、私も教育委員会としまして、長期的な立場に立って、これまでは残すという、そういう視点、私自身も思ってたんですが、残すではなく、未来につないでいくという、それをキーワードに今後取り組んでまいりたいと考えております。

先般、文化財功労者表彰というものがございました。その席上、子供たちも何名か出席をしておりました。その中で、私は子供たちにこう問いかけたんですけれども、あなたの大好きな大竹、10個言えますかと。そうすると、子供たち、指で数えながら考えているんです。その中には、子供たちの経験の中での、例えば亀居城跡であるとか、木野の渡し場であるとか、いろんな考えが出てきていたと思っております。そういう意味では、確実に次の世代に、子供たちにも継承されているんだなというのは感じております。

しかし、議員の御指摘のとおり、確かに少子高齢化、またはコミュニティーの衰退、継承者の高齢化による人不足など、大きな課題はたくさんございます。それを一つ一つ具体的な形で、教育委員会としましては、先ほども申しましたけれども、長期的な立場で確実に、といたしますか、こつこつと、といたしますか、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○9番（西村一啓） 先ほどからいろいろ御答弁いただきまして、ありがとうございます。あわせて、亀居城址が現在、つくられてから四百十何年余りたっているわけですが、これらが大竹市の財産として活用できないかということも改めてお尋ねしたい。というのは、亀居城の石垣を見せることだけでも相当な文化的な遺跡の効果があると思います。ましてや、あそこに城を造ってくれというわがまは言いませんが、できれば城があるのが一番の財産なんですが、せめて石垣をライトアップするぐらいのことはあまりお金がかからないのではないだろうか。また、それを見せることによって、大竹市は戦後の工業都市だけでなく、戦前、大正、明治、江戸時代に結んで、いろいろ日本の歴史上、四境の役をはじめ、今日の日本の基礎が、民主的なものができた、1つの犠牲になったまちでもあるわけですので、そうした点をもっとPRできないかと。あわせて、私の政治政策の1つに上げておる、歴史と教育というものが絶対必要だということを私は常日頃から思っております。

先般11月にも、大竹市歴史研究会の御協力をいただいて、大竹中学校の生徒が大竹市の歴史を100名近い生徒が見て回ったという。地域に興味を持つ、これこそ教育長が先ほどから言われるように、教育の原点は歴史なんです。もっと歴史を市民に伝える、これも我々大人の責務でもあり、また大竹市として、これからも継続をしていく中で伝えるもの

が、そういう継承事業、こういうことを予算化できないかと思います。

先ほど申しましたように、地域のそういう説明については、ボランティアの活動をもっと取り入れて、新たに物をつくるんじゃなしに、あるものを説明するのは、あまり予算的なものはかからないと思います。

先般、亀居城というリーフレット、三つ折りが発表されました。続いて、西国街道というのも作る予定だということを知り及んでおりますが、これらのリーフレットを、新しくできた大竹会館、来年開館しますが、そういうところや、また、4年先の大竹駅などにリーフレットを置くことによって、西国街道、特にこの防長の役といいますか、この四境の役で戦った、小瀬川という、川の中が県境ということは非常に珍しいんですよ。そういう文化的なものも含めて、もっと大竹市のPRに活用できないか、そういうことを思っておりますが、そういう点についての教育長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） ありがとうございます。教育委員会といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり歴史というもの、人が生きてきたあかし、そのあたりを尊重し、今あるものはしっかり次へつないでいくという。例えば、小中学校の授業の中において、総合的な学習の時間においては、今、玖波地域、小方地域、大竹地域の小中学校ともに、主には、小学校の場合は6年生、中学校の場合は1年生が、総合的な学習の時間で大竹のまちに飛び出して、様々な史跡であるとか、歴史であるとか、伝統を学んでおります。きっとその体験学習が、今後の例えば大竹を誇りに思う、そういう気持ちであるとか、大竹のまちを将来的にしっかりとつくっていくとか、そういうことにつながっていくのではないかなと思っております。

例えば、今、先ほど西村議員の方からも御紹介ありましたけれども、そのほかでも、小方地域であれば上田宗箇流の茶道の体験をして学ぶであるとか、大竹小学校であれば、大竹地域の伝統産業である和紙づくりについて学ぶであるとか、いろんな形でやっております。決して火が消えないように、教育委員会としては、そのあたり、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○9番（西村一啓） 先ほどから繰り返して同じことを言って恐縮ですが、1つには、今、大竹市の歴史に関するそういうものは、大竹市教育委員会生涯学習課という部署が担当しております。課長が非常に苦慮しとるのはよく分かるんですが、大竹会館も生涯学習課の担当ということで、大竹会館のオープンについて、もっとあの場で、新しくできたものを使って大竹市の本来の歴史の話をする講座が開かれなかと、これもせんだって課長のほうにお伺いしたところ、予算的な面があるということで、もっとそういう大竹市の第五次総合計画の施策、また、新しく策定する大竹市まちづくり基本計画の中に歴史、伝統の取り組みを入れるんなら、教育委員会の中でも生涯学習課のほうにもっと予算がつけられないのかという気がいたします。

その点が1点と、もう一つは、文化財が今、先ほどからずっと玖波の鳴川から木野の渡

し場までの30カ所の話をしていただきましたが、ほとんど看板等があるようでないような、分かりやすいようで分かりにくいような状況です。もっとそういうものを知らしめることによって、大竹市民皆さんが改めて郷土の歴史、伝統文化を知るという1つのチャンスがあるのではなかろうかと思えます。そういう面での予算費用はどういうふうを考えておるか、改めて御質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○副議長（寺岡公章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三井佳和） 来年度の生涯学習課が予定しております事業を申し上げます。言われるように、まだまだ周知のほうは足りないということでございます。今年度、大竹市歴史研究会と協力をしながら、亀居城址、そして、西国街道のパンフレットを作っているわけですが、来年度も第3弾としたいまして、長州戦争と大竹市のリーフレットの作成を予定しております。また、加えまして、亀居城址の中に説明看板を設置する予定にしております。また、大竹会館、2月15日にリニューアルオープンいたしますが、2月15日、駐車場のほうは全部出来上がっているという状況じゃありません。4月以降に全ての駐車場等の整備が終わりますので、4月以降に、できれば大竹市歴史研究会と共催で歴史講演会等の事業が開催できればと思っております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○9番（西村一啓） 最後になりますが、大竹市には文化財に対する学芸員がいません。これは先般も質問をしたときに市長のほうに申し入れましたが、いないと。大竹市が今既につくっております大竹市文化審議会、これの活動があまり市民に知られてないのではないかという気がします。もっとこれらの活動を活発にして、先ほどから繰り返して申し上げますように、大竹市の歴史を知っとる人を訪ね、またそういう資料づくりなど、何かやらないと、先ほどから言われる大竹市史でも、戦後のものを作るにしても、語る人がいなければできないんですよ。こういうことを早急に考えてもらいたいというのが1点と、それから、大竹市の文化財の中でも、まだまだ、木野地区をはじめ、川手地区、それから栗谷地区、松ヶ原地区、いろいろ有名なものがあるんですよ。だから、先ほどから言われるように、12の指定の文化財だけでなしに、いま一度掘り返して、大竹市のそういう文化財を改めて指定ができないか。指定されれば、所有者のほうは迷惑になる場合もあると思えますが、そういうことが大竹市の文化を継承する、また市民に知らしめるという活動にもつながるのではないかと思いますので、最後になりましたが、この点のお考えがあるか、また、それを市長にお尋ねしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 文化というのは、継承していくのが難しい課題でございます。専門的な知識を持つ人が高齢化し、だんだん少なくなっている大竹市の状況を考えたときに、いろんなこと、早くに手を打たなくてはいけないという問題意識は持っております。今、議員御指摘のように、いろんなこと、担当部署と検討しながら進めてまいりたい、このように考えております。よろしくお願ひします。

○副議長（寺岡公章） 終わりました。

○9番（西村一啓） 以上で質問を終わりますが、今後とも、文化財については、いろいろな面で御協力をお願いしたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 次の一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問について、大竹市議会会議規則第62条に、「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」と規定をされています。次の山崎議員の発言通告書において、一部、議会内部に関する部分があり、これは市長に対する一般質問の内容としては適当でないと思われまます。議会内部に関する部分については別の機会に質問していただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

では、13番、山崎年一議員。

[13番 山崎年一議員 登壇]

○13番（山崎年一） 13番、くろがねの山崎でございます。私は3点の問題について質問を用意しておりましたが、今、副議長のほうから御指摘をいただきましたので、2点に絞って質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

少人数学級の実現について問います。

現在、全国で猛威を振るっています新型コロナウイルスに感染されました皆様方に心からのお見舞いを申し上げますとともに、早期回復に向けた社会復帰を果たされますことを心よりお祈り申し上げまして、私の一般質問に入ります。

第3波の真っ最中であります新型コロナウイルス感染症であります。一向に収まる心配がなく、終息どころか、ますます拡大の一方であります。新型コロナウイルスの蔓延は様々な問題を巻き起こし、社会を混乱に陥れました。その多くの問題の中から、小中学校の教育、少人数学級の実現について問います。

1クラスの人数を減らし、行き届いた教育を保障し、豊かな教育を求める市民の要求です。少人数学級の推進を、保護者、教育関係者をはじめ、多くの国民がその立場を超えて強く求めておられますことは申し上げるまでもございません。毎年度、小中学校の少人数学級の実現を求める意見書案が議会に提出され、大竹市議会においても満場一致で採択されているところでございます。少人数学級の実現を国に求める地方議会の意見書は、11月14日現在で534地方自治体で採択され、県単位では16道県で採択されております。私も少人数学級の実現については、度々取り上げさせていただきました。また、今年10月に開催されました令和元年度の決算特別委員会においても取り上げさせていただいたところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の防止の観点からも、社会的な距離をかくすべく観点からも、少人数学級の実現を求めて世論が大きく後押しをしています。教職員、教育研究者、全国校長会、小中高の特別支援学校の校長会からも要望が上げられています。本年7月3日には、全国知事会、全国市長会、全国町村会も連名で、文部科学大臣に公立小中学校で少人数学級を早急に導入するよう求める緊急提言書を提出されました。

提言書は、公立小中学校の普通教室の平均面積は64平方メートルで、現在の学級編制では十分な感染症予防のために児童生徒間の距離を確保することは困難と指摘、今後、予想される感染症の再拡大時あっても、必要な教育活動を継続して、子供たちの学びを保障す

るためには、少人数学級により児童生徒間の距離を保つことができるよう教員の確保が必要として、身体的距離の確保や教室等の実態に応じた指導体制、必要な施設、設備の整備や教員の確保も強く求めています。

同じく9日には、少人数学級化を求める教育研究会の有志が文部科学省で記者会見、乾彰夫東京都立大学名誉教授が、少人数学級の早期実現を求める署名が18万人に達したと報告、学校で感染させないためには一刻の猶予もできないとされました。要旨では、教職員は感染予防対策をしながら授業時間確保に追われている学校現場の状況があります。子供も教職員も消毒作業など、過重な労働、感染拡大を招いてはならないという精神的な負担など、悲痛な声が上げられています。クラスの編制を早急に30人、その後、速やかに20人程度に、また、少人数学校の前進は、圧倒的多数の保護者、教職員、地域住民の強い願いでありますと、来年度からの計画的実施を求められています。12月にも新たな署名を提出されるということで、賛同署名が追加提出されることは間違いありません。

もう1点、少人数学級編制で重要なことは、教員の働き方改革だと言われております。教員の働き方を改革する取り組みは同時に進行することが必要です。昨今の働き方は教師の過重な実態が指摘されています。学校はブラックということでは教師不足にブレーキがかかりません。待遇改善とともに法改正を伴う長期的な取り組みが不可欠ではないでしょうか。

また、教育界と文部科学省は、公立小中学校の1クラスの上限人数を引き下げる少人数学校化を求める連携を強めています。現行の40人学級は過密だとして、11月12日、参議院議員会館で、小中高の各校長会など教育関係23団体が、少人数学級の実現と学校における働き方改革の推進を求める全国集会を開催し、萩生田光一文部科学大臣は、少人数学級の実現に不退転の決意で取り組むと訴えました。会場には与野党の議員が参加し、超党派で推進、計画的・安定的な財源の確保とアピール文を採択、朝日新聞は少人数学級は教育会の悲願だと報道をいたしました。

また、新型コロナウイルスを踏まえた小中高校の学びの在り方についても討議する政府の教育再生実行会議ワーキンググループも、少人数学級を令和時代のスタンダードとして推進するよう、中間答申をまとめた。中間答申では、今後の予算編成過程で関係者間で丁寧に検討するよう要望したということでもあります。そのような様々な社会の要請に応じて、自治体独自の少人数学級が今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策でないため、自治体間格差が広がっているという厳しい現実があります。

問います。市長は、こうした少人数学級の要望についてどのように認識をされていますか。また、市長は、先ほど触れさせていただきました全国市長会の会員であります。全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会の緊急提言について同様のお考えなのか、見解をお伺いいたします。

先ほど来、るる申し上げさせていただきましたように、文科省や教育界、経済界など様々な団体から少人数学級の実現に向けた要望や提言がなされ、世論の高まりの中で萩生田文部科学大臣は、来年度から段階的に進めるために必要な予算措置を行うとの考えを明らかにされました。国の教育政策においても画期的な方向転換の修正が行われようとして

います。しかし、国が方向転換を図っても、地方自治体の取り組みが合致しなければ絵に描いた餅となります。

問います。現在の本市の児童生徒数で学級編制基準を30人以下にした場合、小学校、中学校で新たに増加する学級数は幾つ必要でしょうか。また、それに伴う教職員の増加数は何名必要ですか。そして、それに伴う必要な予算額についてもお伺いをいたします。

また、学級数が増えるわけですから、教室などの設備も不足すると思うわけですが、児童生徒数の減少による空き教室などもあると思うわけです。教室の設備についてはどのようにお考えでしょうか。

少人数学級の実現については、財政的な負担も起きてまいります。その財政的な処置については国に負担を求めるべきと考えますが、見解を問います。

次に、現在、国の基準では、1学級当たりの児童生徒数として、小学校第1学年度で35人、第2学年以上は中学校第3学年まで40人となっています。広島県独自の取り組みとして、小学校第2学年までについても35人学級となっています。本市では、広島県の基準を上回る措置として、小学校第1学年、第2学年の30人学級編制を、学習意欲の向上や学級集団の安定等の効果が期待できると、平成18年度から毎年度実施してこられたところで、しかし、現在は30人学級編制が行われていません。いつからこのような編制に変更されたのか伺います。また、その原因は何かを伺います。教育委員会会議においてどのように手続を取られたのかについてもお伺いをいたします。

以上、10点ございます。よろしく願いいたします。

それから、先ほど2点に絞って質問しますと申し上げましたが、議長のおっしゃられる部分と若干違う部分がございますので、私の質問中で御指摘をいただければと思いますので、続けさせていただきます。

地方公務員、市職員の倫理について問います。

市民の付託を受け、公務を遂行する公務員は全体の奉仕者として高いモラルを求められるとともに、その原資は市民が納めた貴重な税金であることから、市民から厳しい視線を受けていることは私が申し上げるまでもございません。

地方公務員法の第30条で、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされ、第31条では、「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」、また、第32条では、「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」第33条では、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」など、厳しく規定されております。また、任用に当たっては、宣誓が義務づけられてもいます。

そこで伺いますが、会議など公的な機関が開催する場合に録音をしようとする場合は、参加者の同意を得るなどの必要があると思うんですが、どのように行われているのか伺います。また、その場合、録音の保管責任はどこにありますか。公的な機関が開催した会議の録音を職員が勝手に管理、利用することはありますか。それで、会議で録音される場合

は参加者の了解をとられるべきであると思いますが、市長はどのように判断されていますか。見解を問います。

現地住民との意見公開の記録をとらない、資料として残さないという選択肢について、市長はどのように思われますか。

無断で録音をすることはプライバシーの侵害に当たるとは思いますが、見解を伺います。

それから、会議の録音等につきましては、市民の共有財産だと思っております。そういうことにおいては、しっかりと録音を公開し、あるいは議事録として残すという責務があると思いますが、このことについてのお考えをお伺いします。

次に、土地工事無届け問題、土壌汚染対策について問います。

広島市が発注の複数の公共工事で、土地を大規模に形状変更するにもかかわらず、工事担当の市職員が事前に市長への届出をしないで工事に着手したとして、広島県警は2日、広島市職員十数人を土壌汚染対策法違反、土地の形質変更の無届けの疑いで書類送検をいたしました。対象の工事は、西区、安佐南区、安佐北区などで発注した道路改良工事など10件、担当職員などが届出の業務を怠ったというのですが、安佐南区地域整備課は、多忙の中で職員が失念していたと、コンプライアンスを徹底するというものであります。

今回の事案は、発覚している自治体のほとんどが認識不足であったり、失念していた、法令遵守、弁解の余地がないと、自治体関係者が市民におわびをされる事態となっております。事案は土壌汚染対策法に基づく着工前の届出を自治体が怠っていた問題ですが、広島県内のみならず、他県でも広がっているわけです。

広島県は2014年から2018年の5年間で123件に上ると発表、広島市と福山市も同様の事例があったと明らかにしました。手続は土壌汚染のおそれがあるかないかを判断するのに欠かせない制度で、法は、自治体を含む事業者が掘削や盛土で土地の形状を一定程度以上変える場合、工事前に届出が必要と定めた法律で、土壌汚染を未然に防ぐのが狙い。私たちにはあまり聞き慣れない問題ですが、土壌汚染対策法によると、土地の形質変更の合計面積が3,000平方メートル以上、有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土地は900平方メートル以上の場合、自治体を含む事業者は工事着工30日前までに、知事や政令指定都市、中核市の市長に変更届を提出し、有害物質による土壌汚染のおそれの有無を県や市が判定。土壌汚染のおそれがある場合は土壌汚染調査を行い、健康被害のおそれに応じて、県や市が汚染除去を命じる区域などを指定し、その後、工事に着手するというものであります。

広島県内の届出先は、広島市、福山市、呉市の政令指定都市や中核市では各市長、その他の20市町は広島県知事となります。届出を受けた県と市は、土壌汚染のおそれがあると判定すれば調査し、一定の措置を取るわけですが、土壌汚染のおそれがない場合は工事着手となります。この法の理解については、環境や土壌汚染の理解がないまま見過ごす場合が多々あると思うわけです。土壌汚染対策法の理解を深めるために、また、この土壌汚染のおそれの有無を判断するのに欠かせない認識不足と批判が高まっています。

本市においては、12月1日に2015年度から2020年度に13件と発表されました。昨日の新聞に掲載されましたので、皆様も御承知と思います。土壌汚染は確認されていないということでした。一方で、責任は重く感じている、関係部署で情報を共有し、再発防止に努め

るとされ、関係部署の職員が届出が必要との認識が足りなかったのが原因とされています。本市の調査、実態把握についても質問通告をしておりますので、新聞発表と重複するかも分かりませんが、通告どおりに質問をいたしますので、よろしくお願ひします。市民の安心・安全の生活環境を生み出すためにも、この土壤汚染対策法の理解を深めておきたいと思ひます。

土壤汚染対策法の目的についてお伺ひしますとともに、土壤汚染対策法の策定された背景、土壤汚染調査の義務がかかる土地や対象となる特定有害物質、土壤汚染調査を行うとありますが、調査対策の考え方などを伺ひます。

次に、違反事件が県内で発覚しています。本市の調査と状況について伺ひます。

現時点での実態把握について伺ひます。

防止対策について伺ひます。

以上、7点をお伺ひいたしますので、よろしく御答弁のほどお願ひいたします。

壇上での質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 法令の遵守は、市民の皆様、皆が実践しなければならないこととございます。特に私ども、公務に携わる者は率先して実践しなければならない、そのように思っております。本当かどうか、正しいのか、お互いに声をかけ、これでほんとに間違いのないか確認し合うことが間違いの防止につながってまいります。これからも職員の意識統一を図り、一致して取り組んでまいりたい、そのように考えております。

それでは、山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の少人数学級の実現のうち、学校教育に係るものにつきましては、後ほど、教育長が答弁します。

まず、1点目の少人数学級の実現についてでございます。

全国市長会は、義務教育施策の充実を図るため、公立小中学校において新しい生活様式に対応するとともに、GIGAスクール構想により学校のICT化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子供たち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ることを国に対して求めております。

また、本年7月2日に、全国知事会会長、全国市長会会長及び全国町村会会長の連名で新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言が出され、少人数編制を可能とする教員の確保について、国に対して要望がなされているところでございます。

全国的な教育課題である学力向上や生徒指導体制の強化に向けて、一定数の児童生徒の集団の中で、子供たち一人一人に対して、きめ細やかな教育が行われることが大切であると考えております。その手法の1つとして少人数学校という姿があると考えておりますので、将来の日本を担う子供たちの教育の充実については、国の責務として取り組みを推進していただきたいと考えております。

次に、2点目の市職員の服務規定についてでございます。

市が開催する会議において、市職員が記録事務の一環として録音という手段を用いた場



合の録音データの取り扱いに関する御質問であろうかと思えます。

市職員が取り扱う文書には様々なものがあります。情報公開条例の開示請求の対象となる文書、いわゆる行政文書として取り扱うもの、あるいは、そうでないものがあります。私からは、行政文書に関する一般的な考え方をお答えいたします。会議の録音に関する個々の御質問への答弁につきましては、後ほど、総務課長から補足させます。

大竹市情報公開条例第2条第2号において、行政文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規程されております。したがって、記録された録音データが組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに当たるかどうかで行政文書に該当するかどうか判断されるべきものと考えます。

3点目の土壤汚染対策法違反についてでございます。

土壤汚染対策法は、特定有害物質による土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害防止に関する措置を定めることなどにより、土壤汚染対策の実施を図り、もって、国民の健康を保護することを目的として、平成15年2月に施行されました。その後、法改正により、土壤汚染状況調査のきっかけの拡充や、汚染された土壤の適正な処理などに係る制度の見直しが行われております。

法の対象となる特定有害物質とは、土壤に含まれることにより人の健康への被害を生じのおそれがある物資で、26の物質が定められています。

土壤汚染状況調査は、事業者が掘削や盛土で土地の形状を3,000平方メートル以上変更する場合など、土地の区分や規模に応じて土地の形質変更を届け出た後、県が過去に有害物質の製造、使用がある事業所の有無などの履歴を確認し、土壤汚染のおそれがあると認めたとときに実施することになります。

県や県内市町の土地形質変更の届出状況などの発表を受け、本市においても、法で届出が規定された平成22年4月時点に実施中であった事業と、それ以降の事業について確認した結果、届出を行っていない事業が25件ありました。新聞報道で13件とあったのは、平成27年度から今年度までの件数でございます。

このたびの事案を受け、現在、県では規模要件の統一的な考え方を整理されており、市では届出の規模要件に該当するかどうかの確認と、今後の対応などについての協議を、県の厚生環境事務所と行っております。なお、現時点で土壤汚染が確認されている事業はありません。

今後、届出の対象となる事業箇所でも土壤汚染状況調査を行った結果、指定基準を超過している場合は、健康被害が生じるおそれの有無に応じた区域指定がなされ、区域区分に応じた適切な対応を求められます。万が一、健康被害のおそれが認められる場合は要措置区域に指定され、汚染の除去や拡散防止などの措置を講ずることとなります。また、法令を遵守すべき市の立場からも法令違反は極めて重大な問題であると認識しており、改めて職員に法令の周知を図るとともに、県への確認や関係課内の情報共有を徹底し、再発防止に努めたいと考えています。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、山崎議員の少人数学級の実現についての御質問にお答えをいたします。

本市の小中学校で学級編制基準を30人学級とした場合、新型コロナウイルス感染防止として、人との距離を保てるということや、児童生徒一人一人の状況を把握して、一層きめ細やかな対応が可能になるという利点がございます。

しかし、学級編制基準を30人以下とした場合、通常の学級数及び教員数を増やす必要が生じます。現状の児童生徒数で想定をすると、小方小学校が5学級増加、大竹小学校が6学級増加、小方中学校が2学級増加、大竹中学校が2学級増加と、合計で15学級増加となり、教員も15人増員となります。教員の年収を500万円と仮定をした場合、増員した教員15人の給料だけで7,500万円の費用が必要となります。また、学級数が増えると教科の専科教員の増員も必要となるため、さらに費用は増額をいたします。また、学級数を増やす場合、空き教室を学級に充てたり、増築などを行ったりした上で、増えた学級分の備品の整備や無線LAN環境の整備も必要となるため、さらに莫大な費用が必要になることは間違いがございません。

この費用について、国や県が学級編制基準を30人以下と定めているのであれば、当然国や県に要求を行います。しかし、本市が独自の制度として30人以下学級を実施するのであれば、国や県に費用を要求することはできず、本市が負担をすることとなります。

最後に、本市が以前実施していた小学校1・2年学年における30人以下学級編制制度についてでございます。

本市では、平成18年度から児童の基礎学力の定着を図るため、ふるさと創生基金を財源として市費負担教員を配置し、第五次大竹市総合計画前期基本計画において、義務教育充実のための主な取り組みとして位置づけました。

一方、別の事業として、平成25年度から、通常の学級における発達障害などのある児童生徒への支援強化のため、再編交付金による基金を財源として、学級支援員を小中学校に配置する学習環境サポート事業を開始いたしました。これら2つの事業を通して、学習環境の改善や向上、個に応じた指導の充実が図られ、落ち着いた学校運営がなされたという成果が見られました。

その一方で、財源的に厳しく、また、教員不足により人材の確保が難しくもなっていました。

学校現場においても、市費負担教員を配置して、1学級当たりの児童生徒数を減らすより、発達障害などのある児童生徒を中心に支援する学級支援員を望む声のほうが大きくなりました。

そのため、市長部局との協議などを経て、第五次大竹市総合計画前期基本計画の終期である平成27年度末をもって、市費負担教員の任用を終了し、代わりに平成28年度から学級支援員を増員して配置することになりました。

30人以下学級編制について、市独自で取り組むことは困難でございますが、現状の体制

で新型コロナウイルス感染防止を徹底することに加え、児童生徒の一人一人に基礎学力の定着を図ることができるよう、教員の資質・能力を高めるとともに、学級支援員などの力を活用したいと思います。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは、2点目として御質問いただきました会議の録音に関しますそれぞれの御質問について補足をしてお答えをさせていただきます。多少順序が前後するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、公が開催する会議において録音する場合の留意点についてでございますが、先ほど市長が答弁しましたように、録音したデータが行政文書に該当するのかどうかをしっかりと認識した上で録音という記録手段を用いることが、職務に当たる職員として認識しておくべきことと考えております。

また、録音データの管理責任につきましては、まずは、録音した職員本人、次に、当該業務を管理する各所属長、そして、最終的には各任命権者に管理責任が発生すると考えております。

次に、会議の録音データが市民の共有財産との認識があるのかということでございますが、録音データが組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものである場合、例えば、録音データそのものを議事録とする場合や、録音データを起案文書の一部として取り扱う場合は行政文書に該当しますので、市民の共有財産であると言えようかと思えます。一方で、組織的に用いられてない段階、例えば、録音データを職員の個人的なメモ、あるいは備忘録として用いるのであれば、行政文書には該当せず、市民の共有財産とまでは言えないと考えております。

なお、書面の記録を適切に作成する目的で録音したというのであれば、書面の記録が作成された時点、また、個人的なメモ、あるいは備忘録の場合であれば、当初の目的が達成された時点で録音データはその役目を終えたと言えますので、その時点で録音データは消去されるべきものであると考えております。

次に、無断で録音したり、個人的な目的を持って録音したりすることが職員としてのモラルに欠けるのではないかとということでございます。

一般的には、録音に先立ちまして、参加者の方、相手方の了解を得ることが望ましいとは思いますが。ただ、会議が公開である場合、あるいは傍聴が可能なものである場合には、特段の了解を得ることなく録音する場合もあり得ますので、個人的なメモのために録音する場合も含めて、会議ごとに、これはケース・バイ・ケースのところがございます。

最後に、2月26日に議会で管内視察をされた際に、谷和集会所において議員の方と地域住民の方との意見交換の場があって、その際の録音データが非公開となっており、それについてはどうなのかということでございます。

これまで一般論として答弁をさせていただいております。今回の疑義が生じている案件は、議会の管内視察の際の案件でございます。その取り扱いについては、議会において議論いただき、適切に御判断いただくということが適切ではないかと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

以上で、補足の説明を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 前後しますが、最後に御答弁いただきました2月26日の録音データの件でございます。

それぞれ判断はあるんだろうと思うんでありますが、実は、当日は総務文教委員会が谷和地区の陳情者に対して意見交換会を開催して、二十数名の住民の皆さんが参加をされた。そこでの録音データでありまして、私は総務文教委員会の副委員長であります。当然、委員長が私の隣に座っておりました。その前に腰かけを1脚出して、そこへ議会事務局の録音機と思うんですが、ICレコーダーを置かれたというのを私は記憶しとるわけです。これを確認しましたほかの同僚議員も、確かに議会事務局のICレコーダーだったということでありました。そういった形で録音をされたわけでありまして、これ、重要な録音の原稿なんであります。

今回、12月定例会に提出されております陳情書、この中で明らかにされております陳情文書表では、①で、議長の就任挨拶から2日後に陳情書が提出され、その9日後に議会の要職の3議員（議長、総務文教委員長、生活環境委員長）が、陳情書から要望書への変更要請があり、議会での審議をしない要望書に変えて、大竹市民に内容を知らせたくなったのでしょうかという記述があります。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員、詳細お話しいただいておりますが、冒頭お願いしましたように、市としては一般論でしかお答えできない部分がほとんどだと思いますので、お含みください。

○13番（山崎年一） 一般論で結構ですが、先ほど御答弁をいただいたもんですから、そのことに関連しておるんで、私が意見を一般論として述べております。

要するに、この3人の議員が陳情書を要望書にしてくれんかということ、陳情書でも請願書でも議会に出しとるわけですよ。そういった事実だけ、まず、一般論として確認をさせていただいておきます。

次の議題に入りたいと思うんでありますが、少人数学級であります。

実は、平成18年度から行われましたんですかね、30人以下学級。これ画期的な取り組みで、大竹市の教育委員会としても、ほんとにすばらしいことだったなという、私は当時伺ったときに思いました。そのときに県の施策は35人学級でありますから、それを上回って行われるということで、非常に感動したといえますか、感銘を受けたわけでありまして、いつの間にか変わっておられる。理由を聞くと、いろいろ、支援員とか教員の配置とかということで、厳しい状況があったんだということでありました。現場のことを私どもよく分かりませんので、ただ問題は、30人学級という画期的なことを取り組まれたのに、あえてそのことを交代されてまでほかのことをやる必要があったのか。もし言うならば、そのことを続けながらほかのことはできなかったのかという部分について、当時の状況が分からないんですが、画期的な施策であって、県下でもあまり進んでいなかった状況の中で取り組まれたわけでありまして、非常に評価すべきもんであったと思うわけです。そうい

ったことが変えられて、30人以上の学級になっておるといことが実際であります。

ところで、少人数学級ということは、9月定例会でも意見書を採択しております。当時、賛成討論をさせていただいたんでありますが、現在、行き過ぎた個人主義の風潮や全体としてのつながりが薄れる中で、子供たちの基本的な生活習慣や規範意識、学習意欲や社会性の育成などの課題が指摘されている。いじめや不登校問題への対応や特別支援教育の充実、地域との連携による教育の推進、保護者と家庭とのつながりなど、行き届いた質の高い授業や生徒指導を行うための教職員体制の整備は急務となっているということで賛成をさせていただきました。

ところで、玖波小学校、中学校においては、今年度も児童生徒数が少なく、36人というのが中学校3年生の学級で一学級あったと思うんですが、それ以外は皆30人以下学級ということで、非常に少なく編制をされておるようでございます。

大竹市内でこういった30人以下学級が編制されて、実際に機能してきたわけでありますから、私たちが思うのには、玖波小中学校で少人数の実践校としての教育委員会の取り組みをされてきたのかどうか。そこらあたりについてお伺いをしたいんでありますが、せっかくいいモデルがあって、実験していくためには一番いいモデル校だったと思うんでありますが、少人数学級への批判もあります。そうじゃなくて、もっと教師を増やすことのほうが先だという批判もあるようでございますが、そういったことの批判をかわすためにも、せっかくいい事例があるんですから、それを使って、そういった少人数学級への取り組み等について研究してこられたのかどうかということをお伺いしてください。

○副議長（寺岡公章） このたび、山崎議員は質問方式を一問一答で申し出をしておられます。ですので、2つの質問がただいま1回の発言の中でありましたので、まずは整理をしてきたいと思いますが、どうでしょうか。先に発言された2番目の質問通告のものからということでもいいですか。

教育委員会、少々お待ちください。答弁が総務のほうでありますか、何か。一般論を、とありましたが。

副市長。

○副市長（太田勲男） 今、質問2につきましては、市職員の服務規程についてということでありまして、質問をされてないように思います。一般論でお話しさせていただきましたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） いいですね。

では、最初のほうの質問に戻ります。

教育委員会から答弁があればお願いします。

総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 玖波小中学校、もともと少人数学級ではないかということで、我々も学校訪問等しながら、校長とも話をし、学級を回り、もっとこういうことができるんじゃないかとか、こういうことはすばらしい取り組みですねということをお話しながら取り組みを進めております。

まず、萩生田文部科学大臣の発言がございましたけれども、我々も報道でしか聞いてお

らず、少人数学級を進めていこうという公文書は、今のところ、国からも、県のほうからも、目にはしておりません。

法的に言いますと、まず、一学級の児童生徒数の基準については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法、それから小学校設置基準並びに中学校設置基準によって、一学級40人以下と規定されてます。ただし、いわゆる標準法によって、小学校1年生は35人という基準でございます。本年度5月1日現在で玖波小学校は、通常の学級が、1年生が10人、2年生18人、3年生14人、4年生が19人、5年生が21人、6年生が24人です。玖波中学校のほうは、通常の学級で、1年生は11人、2年生が17人、3年生が20人ということになっております。その玖波小中学校を事例としまして、少人数学級の強みということであれば、大きく4点ほど上げますと、まず1点目は、先ほどの新型コロナウイルス感染症対策の観点であれば、市内の他校と比較して、教室の面積に対して少人数であるということで、1メートル以上の座席の間隔をとりやすい、これは当然のことなんですけれども、あとは図書室とか理科室とか特別教室がありますが、それぞれの教室の席の配置等は指導しながら、間隔をとるようにしております。

それから、2点目の強みですけれども、これも玖波小中学校よくできているんですけども、個に応じた指導が行いやすいということ。少人数であれば物理的に教職員が一人一人確認しやすいということで、例えば、学習面で、授業中に一人一人に自分の考えを書かすと、複雑な面積の求め方を書きなさいと書かせた場合に、きめ細かく、個に応じてヒントが出せたりとか、あるいは、この子、こういう知識を活用して考えているよと、いわゆる指導的評価ができたりとか、そういった机間指導において、一人一人の考え方を把握しやすいと、指導・助言もしやすいということがまずあります。

大きな3点目として、さらに個を生かした指導が行いやすいということです。授業を展開していく中で、子供たちの意見、考えを把握しておりますので、ここの場面でこの子供の考えを広げて活躍させようとか、ここで対話的で共同的に深い学びができるというようなことが仕組みやすいというところがあります。

4点目ですけれども、安全面です。特に授業中でいえば、理科の実験であるとか、保健体育、技術、家庭科、校外学習など、危険も伴う学習活動において、安全に配慮した事前指導、それに伴って、活動中の指導、こういった指導が届きやすいということがございます。

その他、例えば玖波小学校では、少人数の強みを生かして、縦割り班活動、1年生から6年生まで班をつくって体力づくりのイベントを行うというような、少人数だからできやすい取り組みも行っております。

ただ、学力調査の結果とか、いじめの発生件数とかについては、大人数か少人数かだけでなく、例えば、第2、第3、第4、第5の要因、例えば教師の力量とか、家庭環境、家庭の教育への関心の高さとか、友達関係とか、いろんな要因が考えられますし、ただ単に相関関係だけかもしれない。少人数と学力の向上が一緒に起こっているだけかもしれないので、少人数だから学力が上がったとかいう因果関係かどうかは、分析してみないと難しいところはありますので、明確には言えないところがございます。

逆に、玖波小中学校を見ていて、弱みとして2点ほど上げるとすれば、1点目は、玖波小中学校の現在の人数がやや少ない、もう少し多いほうが望ましいのではないかなと考えてます。個人で自力解決、授業中に自力解決の時間、5名程度で班での活動、それから全体の活動に練り上げていくというところを考えれば、例えば、25人から35人程度があれば適しているのではないかなと考えます。例えば、教室での学習についても、10人とか十数名ですと、多様な考え方、多様な価値観というのが出にくい場面があります。細かいことを言えば、ほかにも体育でリレーをすとか、運動会の演技とか競技とかで、少なすぎると都合が悪いというようなところがあるので、そのあたりのことは感じております。

それから、弱みの2点目としましては、玖波小中学校は1学年1学級ということですから、1学年にできれば複数学級あるのが望ましいかなと考えております。学校教育法施行規則では、小学校も中学校も学級数は12学級以上18学級以下を標準とすることが規定されております。例えば小学校であれば、平均にすると、1学年に2学級は必要ということになります。つまり、1学年1学級であるとクラス替えがないということになりますので、人間関係が固定化されるというような弊害が出てくると。例えば、脳科学的にも言われておりますけれども、人間関係が固定化すると、誰かを排除する心理が働いてくると。これは大人の世界でもそうで、心身ともに未熟な子供であればなおさらなので、いろいろな場面でいじめの防止、あるいは早期対応・早期解決の指導の中で、学校には席替えをある程度頻繁にシャッフルしていくとか、人間関係トレーニングを意図的に学級活動の中で取り入れていくとか、そういった弊害を緩和、あるいは解消する取り組みというのを指導しております。ですから、少人数学級では、クラス替えができるという学級数がより望ましいのかなと考えております。

弱みを2点申し上げましたけれども、どちらにしろ学校でできるのは、教員の力量を高めて、しっかりと授業をしていくということです。玖波小中学校の教員は、ほんとうによく子供たちを見て、よりきめ細かに指導はできております。ただ、今からどんどん学級数が30人学級ということが進んでくると、40人でも一人一人に力をつける先生もいれば、10人でもなかなか、という先生もいるかもしれません。同じ教員免許状を持って、日常的に自分の能力、資質を高めるために理論と実践を結びつけるような、そういったプロの先生でも力量に差は、プロの職業人は誰でも力量の差があると思うんですけれども、教員も同様で差があるかと思いますので、なかなか多様な考えが出ないところは、しっかり授業の中で解釈させるような発問ができる教師、多様な考えを出させることができるような教師、それを習得して、しっかり原理原則まで結びつけて、また、それを他の習っていない学習活動に応用させて説明をさせる、解かせるという、そういった力量を持った教師と、あるいは、授業中、指示をしたら確認していく、これを黒板に書いたら、すぐ教師が机間指導をして確認して回る、肯定的評価をして回る、指導して回る、しっかりと働きのできる教師、力量を持った教師が必要かなと、また、育てていく必要があるかなと考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 玖波小中学校の実例を報告いただきました。確かにいい点というのはたくさんあるようでありまして、また、悪い点も少しあるということは、今の報告の中で重々酌み取ることができたわけでありまして。弱みという点につきましては、確かにあまり少ないと、班編制とかいろいろな活動をしようとしたときに、少なすぎて弊害ということがあるかも分かりません。ただ、人数的なものについては、地域の問題でありますから、やむ得ないという部分もあろうかと思うんでありますが、そういった中で、いい点と悪い点をきちっと教育委員会としては整理していらっしゃるということは評価できることだと思っております。

それで、結局、少人数学級にはいいところもあるけど悪いところもあるということは私も認めるわけですが、ただ、全国的に今の状況というのは、新型コロナウイルスが蔓延して、ソーシャルディスタンスをしっかりととりましょうということの中で、文科省も教育界も経済界も全てが少人数学級に向けた声が上がってきておるといのが現在の状況だと思っておりますが、ただ、話を伺っていると、どうも地方の教育委員会のほうは取り組みが遅れているのかなという気がするといいますか、表現が悪いね。取り組みが遅れてるんじゃないなくて、中央のそういった教育会や文科省なんかの動きと少しニュアンスが違うなという気がします。

そういった中で、文科省や文部科学大臣も積極的に少人数学級の取り組みを進めると言っておるわけですね。教育界もしっかりと少人数学級に取り組んでいくという全国的な運動があるわけでありまして、そういった意味においては、地方の教育委員会も少人数学級に向けた研究や取り組みを少しずつでも進めてもらいたいというのが私の率直な気持ちなんです。そこらあたりについての考え方についてはいかがでしょうか。お伺いします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） まさに山崎議員がおっしゃるとおりだと、今、話を聞いて思いました。私が教師になった時代というのは45人学級の時代でした。それが30人学級ということになれば、15人子供たちの数が減ってまいります。単純に数の計算だけでいきますと、それだけ子供たちに関われるということもありますし、当然教師の本分である教材研究等もじっくりできると考えております。

また、今、教師の働き方改革、問題視されていますが、そのあたりの改善にもつながってくるのかなとも思いますが、先ほど課長からもありましたように、なかなか今、教育が多様化しております。様々な環境の中で子供たちをしっかりと育てていくということになれば、ひょっとしたら人数だけじゃないのかなというのも考えてはおります。

どちらにしても、今後、国のほうで30人学級の実現に向けての論議が重ねられていくんだと思っております。私ども教育委員会としても、当然国・県の動向については注視をし、準備のほうはしっかりとしたいなと思っております。ただ、今のところは、先ほど申し上げた課題が山積しております。どうか御理解をいただきたいと考えております。準備はしてまいります。

以上でございます。



○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 11月27日に、教育新聞の報道であります。来年度の予算編成で折衝中の少人数学級について萩生田紘一文部科学大臣は、衆議院文部科学委員会で、実施に当たっては、地方自治体が長期的な見通しを持って教員を採用しやすくなるように、定数改善計画の策定が必要であると考えていると述べられ、実現に向けて教職員定数改善計画の策定を目指す考えをはっきりされたということでありまして、この教職員定数改善計画は小泉政権の行財政改革です。2006年度予算の編成過程で策定が見送られた状況の中で、今回、萩生田文部科学大臣が復活をさせられたということじゃないかと思うんですね。16年ぶりに定数改善計画の策定を明言したことで、長期的な計画を立てて義務教育標準法の改正による30人学級の実現を目指す文科省のシナリオは一層鮮明になった。12月下旬の来年度予算案作成に向けて、財務当局との折衝が激しさを増していくとみられる。

萩生田文部科学大臣は、少人数学級を巡る財務当局との折衝状況を問われ、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備については、学校現場において高いニーズがあると確信をしているとした上で、特にGIGAスクール構想の下、1人1台の端末を活用した、個に応じた指導が可能となり、教育は変わる。と答弁されたということでありまして。このように、報道を見てみますと、非常に中央では取り組みが進んでおるということで、教育長のほうでも準備はしっかりとしていきたいということでもございましたので、期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、土壌汚染対策法違反の問題に入りたいと思います。

広島県は11月5日夜に緊急記者会見を行い、昨年10月の段階で知事が届け出先となる133件について無届けの可能性を把握していたと発表。その後、38件は届け出の必要がなかったと分かった一方で、新たに28件の無届けが判明し、差し引きで123件になった。いずれも担当職員が法を正しく認識していなかったのが原因という。とのことでもあります。2014年から2018年度、民間を含め460件を受付、うち4件で土壌汚染調査をしたというのですが、民間に手本を示すべき立場の担当者は、弁明の余地がないと釈明されたという報道でありました。

広島県によると、他県の事例を受けて、昨年8月に内部調査を開始。届け出先が市長となる広島市、福山市、呉市以外の県知事に届け出る工事について調査をしていました。広島県警が、11月2日、広島市の発注の複数の公共工事で市職員十数人を土壌汚染対策法違反の疑いで書類送検したのを受けて、広島県はその時点で把握した実態を公表したということでありまして、この発端は、もともと市民が告発をしたのが発端でありました。市民が告発し、警察が、法令違反で書類送検をしたと。その後に発表したという、非常に市民から見れば残念な状況が報じられたわけでありまして。公表に踏み切ったのは、広島県警が広島市発注の複数の公共工事で市職員十数人を土壌汚染対策法違反の疑いで書類送検したのがきっかけで、湯崎英彦知事は、担当者からの報告を受け、早期に公表するよう指示したという。把握していながら、告発を受けて書類送検された後に公表、謝罪ということで、対応のまずさが非常に浮き彫りになった。

そういった中で、次々と自治体が発表をしてまいりました。福山市は、2014年度から

2020年度に16件あったと公表。福山市も、職員に認識が不足していた、意図的なものではなかったと考えるとされています。呉市土木部は、過去五、六年分を精査した結果、違反はなかったという発表をしておりました。私はこの報道を見て、呉市は真面目にしっかりやっとなど感動しましたが、11月27日には、2014年度から2020年度に32件あったと発表しておりました、がっかりしました。呉市の32件は、道路や港湾整備、災害復旧などの工事で、関係部署の職員が届け出の必要性を認識していなかったのが原因。都市部長は、法令遵守を徹底し、市民の信頼回復に努めたいとされましたが、隣の廿日市市は10件ということで発表いたしました。ここでも届け出が必要と認識していなかったり、単年度の工事面積が規定内なら届け出が不要と誤解したということでもあります。

市民が告発しなければ自浄能力がないということでは、モラルが問われます。こういったことのないようお願いするものでありますが、土壌汚染というのは、私たち市民にはなかなか目に見えません。有害物質を取り扱う事業者、あるいは、取扱履歴のある場合は調査報告を義務づけるなど、市独自の規制をかける条例などの制定、こういったことについてはお考えにならないでしょうか。

非常に今回、条例はいろいろと不備なところが多いという指摘もあります。広島県の条例はたしかありましたが、大竹市独自としてそういったことを規制する条例をつくってけば安心なんではないかと思うんですが、こういったことへの考えについてお伺いをいたしますので、よろしくをお願いします。

○副議長（寺岡公章） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 市が独自での条例ということでございますが、現在のところ、そのような検討は、申し訳ないですけど、しておりません。法令が守れており、県のほうが条例を制定しておられるということですので、それ以上の規制をかけようという、今、状況にはございません。現に大竹市は区域指定の状況なんですけど、要措置区域であるとか、形質変更時要届出区域、どちらも本市を所在とするものというものは今確認できませんので、そういうこともありまして、特に必要性までは今感じていないというのが実態でございます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 県の条例というのは、広島県生活環境の保全等に関する条例というのが県条例であるんだそうでありまして、ただ、この届け出の規制の法律ではなかなか不備が多くて難しいんだというような情報もあったものでありますから、それなら市で直接条例をつくって、しっかりと規制をかけたらどうなんかなと思ったもんですから、質問をいたしました。

それで、三次市は18日に広島県へ届け出を行っていた法令違反が2015年以降50件に上る可能性があるとして公表。記者会見した堂本昌二副市長は、職員の認識が不足していた、法令遵守を徹底し、市民の信頼回復に努めると陳謝。安芸高田市も、現在、工事中の案件もあるが、原因は、担当職員が届け出の必要性を認識していなかったとしております。尾道市も、法令の認識不足によるミスを反省している。研修などの周知で再発を予防すると説明をし、三原市も、同じように、認識不足が原因で深く反省している。誤った法解釈が引き

継がれないよう、県への確認や関係課内の情報共有を徹底するとされてまして、各自治体とも、今後は法令遵守を徹底し、再発防止に努める、こういった方向で、認識されていなかったというのが主要な事件の原因のような状況でありました。

本市のことについてお伺いしたいんですが、無届けの法令違反の情報を把握されたのはいつかということがまず1点。それから、その後、調査が始まったんだと思うんですが、広島県内14市の中で発表が一番最後になりました。私は、いつになるんだろうかと思って、大竹市はないのかなと期待しておったんですが、一番最後の一昨日でしたか、市の中ではそういう状況でありました。

この遅れた理由について、遅れと言うたら表現が悪いかも分かりませんが、遅くなったと言うても表現が悪いかも分かりませんが、一昨日になった原因をお伺いいたします。

それで、本市の発表は、先ほど、遡って25件とおっしゃったと思うんですが、10年からの発表された数で、いずれしても、25件という発表でありました。今回、この事案については時効があるということではありますが、時効は何年なのか。また、本市において、そういった時効の適用になった物件があるのかどうかということをお教えください。

制度の理解と管理が徹底していないことが原因だと思います。届け出を確認しなければ次の段階に進めない、そういった機能を加えるなど、システムの改善というものについては、条例が無理であれば、いかがでしょうか。今の4点お伺いします。無届けの法令違反の情報を把握したのはいつか。14市の中で一昨日になったのはなぜか。それから、制度の理解と管理が徹底しないことが原因ではないかと思うが、届け出を確認しなければ次の段階に進めない機能を加えるなどのシステムの改善、これについてはいかがかということについて御意見を伺わせてください。

○副議長（寺岡公章） 建設管理監。

○建設管理監（西田耕一郎） 山崎議員、4点質問があったかと思います。いつ調査を大竹市において始めたかという点でございますが、こちらにつきましては、先ほど来、認識不足というところも市長のほうから御答弁したところではございますが、新聞報道等を受けてまして、その時点より調査をし始めたような状況でございます。

2点目の報道発表が遅くなった理由というところでございますが、規模の要件の考え方というところも含めまして、個々に状況を把握する中で、件数の把握というのが遅くなっておりました。ようやく件数把握できた時点で発表した次第ではございますが、結果として、14市、一番遅い状況になったというようなことでございます。

3点目、時効は何年かということでございます。こちら、まだ詳細については確認中ではございまして、この場でお答えすることができないような状況でございます。申し訳ございません。

それから、システムの改善というところで、4点目でございます。こちらにつきましては、先ほどお話しさせてもらいましたけれども、規模要件の考え方というところを、まだ県のほうで、個々の案件に応じたもの、細かいところを整理されている段階ということもございまして、その規模要件に合致するかしないかというところをいかに見極められるかということになるかと思っておりますので、その辺から、それ以外のところにも注意するよう

な点はございますとは思いますが、まずはそういった点を確認できるような内規といいますか、そういうルールづくりといいますか、職員の意識向上というところを図ってまいりたい、このように考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） それで、一般市町村も都道府県の事務処理特例条例により、知事から権限が移譲される自治事務になることで、本来、広島県知事に出さなければならない申請、あるいは、届け出の事務が市町村長へ申請届け出しなければならなくなるというような法の改正があるんだろうということを私が伺ったもんですから、それでお伺いをしたんですが、事務が大竹市長に、あるいは各自治体の市長に移譲されるというような制度、このことに関してはいつ頃を予定されているのかということについてお伺いしたんであります。

ただ、そうなればなつたで、広島市、福山市、呉市が起こしたように、同じような自分の課から市長部局に上がってくるということでもありますから、そういったことから見ると、中核市や政令指定市が起こしたような間違いが大竹市で起こらんという保証はないわけでもありますんで、そうなればなつたで難しい部分があるかと思うんですが、そういった権限が移譲される可能性というのがいつ頃になっておるのかということについて分かりましたらお伺いをします。

○副議長（寺岡公章） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 権限が移譲されるのではないかというお話ですが、現在、届け出先や調査命令を発出するものを変更するという法令改正の通知はございません。また、広島県において特例条例による権限移譲というものもございますが、その中の項目にも上がっておりませんので、現在、権限移譲というようなことで、この業務が一般市に下りてくることはないと考えております。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。それで、民間の事業者の場合でも届け出についてはどうするという判断でお伺いをいたします。

この土壤汚染対策法については、規制緩和が進む一方で、新たなリスクも持ち上がっているということのようではありますが、不動産会社が土壤汚染の事実を隠して公表しないまま販売、宅建業法違反の容疑で告発されたと、後世にまで禍根を残す、あるいは、賠償金を支払うなどの事件もあったように報道で触れた気がします。

特に工場跡地など、土壤汚染の危険性があると言われてはいますが、そもそもの原因である土壤汚染に関して、2003年2月に施行された土壤汚染対策法には問題点が多いと指摘をされているようであります。鉛やヒ素などといった人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害物質を製造したり使用していた工場、または、事業所跡地を宅地へ用途変更する際に都道府県知事が土壤汚染のおそれがあると認めた場合、当該土地の所有者の管理者、占有者は土壤調査を求められ、汚染が確認されると、その除去等の処置、浄化を講じなければならないというものであります。最近といいましても数年前ですが、テレビで東京都の豊洲市場の土壤汚染がかなり問題になりました。これは報道も毎日のようにやられま

したので覚えておるわけですが、工場はもちろんのこと、大学病院跡地なんかでも、過去に漏れ出した有害物質が土壌を汚染したと見られる事件もあるようです。

本市においても、市が買収した工場の跡地が汚染されているとかいないとかいうお話も以前伺ったことがあります。ところで、そういった土壌汚染の危険性のある土地というのは、工場、あるいは、先ほど申し上げました病院跡地、そのほか、どのような場所が汚染の可能性あるのかということについて、私がなかなか合点がいかないのが、道路工事からの盛土で汚染が出たとかいうような話も出ておりますんで、この土壌汚染の危険性がある土地というのはどういったところがあるということを最後にお伺いして終わりたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 現在、地区の指定がないということは、形質変更をしない限りは特に問題になっている地域はない、これは現状でございます。先ほど、どのような施設が特定施設になるのかということですが、カドミウムであるとか、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質というのが28項目上がっているんですが、そういったものをつくっているとか、使用しているとか、処理しているとか、先ほど議員が言われたとおりで、そのような工場とかそういったものがあれば、そこがもしなくなって、次に開発をされるときは可能性が出てきます。ただ、この施設がどこにどれだけあるのかというのは、市のほうでは把握はしておりません。

以上です。

○副議長（寺岡公章） もう5回終わりましたよ。

一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は午後3時15分を予定いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

15時02分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） くろがねの山本孝三でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市長の手に通告をいたしております課題について率直な質問をさせていただきますので、御答弁のほう、分かりやすく親切にお願いいたします。

これまで水道事業の広域化、県単位で事業を進めるということが提起をされて、この数年間、各市町村の協議の場を持たれて今日に至っておると思うんですが、その過程で私は何度か、水道事業の広域化、民営化につきましては、市が独自に市民の命なる水を守るべき事業として、広域化、民営化については批判的な意見を述べて、担当者をはじめ市長のほうにそのことを熱い思いで申し上げてまいりました。

これまで断片的には、広島市などが広域化、民営化については批判的な態度をとってお

るとか、最近では世羅町もそうした姿勢を表明するというふうなことで、県内市町の各自治体の動向というのは、我々の手元には情報としては断片的にしか伝わってきておりません。

そこで、本席で、現在、この水道事業の広域化、民営化という課題についてはどのような状況にあるのか。また、市の方針としても、年内にはこの問題については方向性を定めたいという説明なり、その思いが議会にも表明されておりますけれども、現状について、まずお聞かせを願いたいと思います。

それから、2つ目の新型コロナウイルスの感染を防ぐためにということで、私も機会あるごとに、このことについては、できれば市としてPCR検査の実施を行うというところまで、積極的な対応をされるように求めてまいりました。今、全国的な状況を見ても、この新型コロナウイルスの感染問題というのは、決して下火にはなっていないです。むしろ患者数は毎日のように記録を更新するという状況で、感染者が増え続けているというのが現状だと思います。そのことは、市長をはじめ担当の職員の皆さんもよく御承知であろうし、議場の皆さんもよく御存じだと思っております。

そこで、一番心配なこの時期、新型コロナウイルスの感染問題が年明けを迎えるこの時期に、さらなる広がりを見せるだろうという、専門家をはじめ、また、県にしても、国にしても、そういう心配から防止対策をどうするかということが議論をされておるのが現状だと思います。

そこで、大竹市として、インフルエンザの予防と併せて、PCR検査の実施のために具体的な施策をお考えなのかどうか、このことをまずお聞かせ願いたいと思うんですが、広島県のほうでは、PCR検査については、県内の医療機関をはじめ市町に対してどうするかという意向調査を始めたとか、これは11月の段階ですね。それで、県の意向調査というのは、大竹市に対してもそのことが具体的にあったのかどうか。あったとすれば、市としてはどういう意思表示をされたのか。このこともお聞かせを願いたいと思うんです。

それで、今、一番問題になっておるのは、このPCR検査を面的なところでやるという前に、介護施設、あるいは障害者施設、お年寄りを収容している施設、そこで働いておられる医療従事者、こうした皆さんの検査を優先的に実施をして、施設内での感染が広がらないようにするというのを防止対策の一義的な位置づけとして取り組みが進められておると私は感じておるんですが、それで、例えば広島県の話では、重症化しやすい高齢者や障害者が入所する施設の職員、475施設、1万8,607人に月1回の抗体検査を9月議会で既に決定しておる。呉市では13施設で開始され、残りの施設も今月中に実施される見通しだと。呉市以外の市町はいつ開始されるのか。こうした問題について、地域福祉課の課長は、現在は、先ほど申しあげましたように、市町の意向を確認中で、確認でき次第、12月から順次始めると説明をされております。ですから、重症化しやすく、感染しやすい高齢者や障害者が入所する施設、そして、その職員、こういったところから優先的にPCR検査を実施するということが県段階でも具体的に進められ、また、進められつつあるということになります。

それで、私はさらにそうしたことを踏まえて、PCR検査を実施している、これは新聞

紙上での情報なんです、鳥取県に琴浦町というのがあります、ここでも今言うような、医療機関、介護施設等の検査を職員を含めて無料で実施するというので、予算化をされた。この町内では、医療機関とか介護施設等で32施設、680人が働いておられる。12月1日から来年2月28日まで、1人当たり2週間に1度のペースで計5回検査をする。検査費用は3,000万円を見込んで、その予算化をした。こういうふうな自治体独自の取り組みとしての紹介がありますけれども、大竹市でもぜひそのことを手がけながら、早い将来、面的な検査にまで、ひとつ対応策を拡大してもらいたい。それに併せて、インフルエンザ予防注射は家庭の構成によると大変な負担になりますね。そういったことを解消して、できるだけインフルエンザの予防注射が広く行われるような、援助としての対応をやってほしいということを重ねてお願いを申し上げまして、登壇しての質問に代えたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 人類、これまでも疫病との闘いを続け、全てに打ち克ってまいりました。市民の皆様、国民、そして、全人類の英知を結集して、正しい知識と行動をもって、新型コロナウイルスを一日も早く克服する日が来るのを期待しております。希望を持って、明るく過ごしたいと思います。

それでは、山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の水道事業の広域化についてでございます。

平成30年4月に、広島県企業局が主導して、広島県と県内21市町を構成員とする広島県水道広域連携協議会を設置し、県内水道広域化について協議し、本年6月に広島県が県水道広域連携推進方針を策定いたしました。その後、広島県は県内各市町に、統合による連携、または統合以外の連携を決定し、令和3年2月までに文書で回答するよう依頼しました。

統合による連携を選択した場合、準備組織への職員派遣及び来年度予算を措置する必要があります。また、令和3年1月には、統合による連携に参画する市町と広島県で基本協定案の策定を始めるスケジュールとなっています。そのため早急に、統合による連携、または統合以外の連携を選択する必要があります。

しかしながら、現在、正式に文書で広島県に回答している市町は3市町で、統合による連携が世羅町、統合以外の連携が広島市、福山市となっています。各市町それぞれ独自に課題があり、統合による連携、または統合以外の連携を決定するのに時間を要しているものと考えます。

本市においても、県内の大規模自治体が統合による連携に参画しない中で、本市が県内水道広域化に参画するのは難しいと感じており、各市町の状況を見ながら、統合による連携、または統合以外の連携の選択について、議会に報告させていただきたいと考えています。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染防止についてでございます。

新型コロナウイルス感染防止については、国及び都道府県が中心的・主導的な役割を担

っており、市は広島県の方針に沿って、感染拡大防止などに取り組んでいるところでございます。現在、全国各地で第2波を超える勢いで新型コロナウイルス感染症が再び拡大しています。引き続き、感染拡大防止に向けた取り組みの継続・強化が求められています。

広島県では、国の示した感染状況レベルに照らし合わせて、感染状況、医療提供体制を分析していますが、県内でも再び感染者数の増加傾向が見られることから、予断を許さず、十分な警戒を行っていく必要があるとの専門家からの意見を受け、11月30日にステージⅠからステージⅡへ引き上げております。ステージⅡは、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある感染が次第に増えている状態をいいます。医療提供体制にゆとりがない状態のステージⅢに移行させないため、感染拡大を最小限に抑え込む行動を県民や事業者に要請するものでございます。

また、冬場は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が心配されます。どちらも風邪の症状と同じであり、判別は難しいものと思われまます。インフルエンザにつきましても新型コロナウイルス感染症の感染予防対策と同様の日常生活を送ることが大切です。

市としましても、新型コロナウイルス感染拡大防止とインフルエンザウイルス感染予防について、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

御質問の、インフルエンザ予防接種の費用助成やPCR検査体制の充実について、市独自の取り組みを検討してほしい、という点につきましては、県が11月から広島積極ガード宣言として、検査体制の拡充に加え、これまでよりも検査対象を拡大することで、より広範な調査を行い、新規感染者の早期発見に取り組んでいます。取り組みの1つとしまして、県医師会や民間の検査機関の協力を得て、身近な医療機関での唾液によるPCR検査を可能にすることにより、早期の新規感染者の把握及び入院などの措置の徹底を図ることとしています。11月30日現在、県内1,005カ所の医療機関の協力が得られています。当然大竹市にもあることが推察されます。ただし、診療に混乱を来さないよう、施設名や市町ごとの施設数は非公表とされていますので、御理解をいただきたいと思ひます。

このように、広島県として感染拡大防止の取り組みが新たに進められていることから、市として独自に検査体制の整備などを実施することは、現段階では考えておりません。

次に、インフルエンザ予防接種の費用助成についてでございますが、罹患すると重症化のおそれがある高齢者に対して、重点的に接種勧奨を行うとともに、費用助成をしております。なお、定期予防接種対象者以外の接種の費用助成は、希望する方全てに対しての助成とはならず、一部の方のみへの助成となる可能性が高く、公平性が担保できないため、現段階では考えていません。まずは、国・県の取り組みをはじめ、医師会など関係機関とも情報を共有し、市民の皆様の安心につながるような情報を都度お知らせしていくとともに、感染拡大防止のための周知・啓発をしっかりと行ってまいります。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） それでは、最初の問題ですが、水道の広域化、民営化について、市としての基本的な考えというのはどういうことになるんですか。状況は、県内の24市町、足



並みがそろわないということで、さらに時期的には、令和3年2月末までにそれぞれの市町の考えを報告するなり態度表明をするという、期限としたんですが、市としての基本的な考え方というのはどうなります。県内の市町の多数が、広域化、民営化に賛同して体制が整うなら、大竹市もそれに流れるということになるんですか。どうなります。そこのところをはっきり、市としての考え方なり、令和3年2月までの対応をどうするかということにも当然なるわけですよ。聞かせてもらいたいと思います。

それから、新型コロナウイルスの問題ですが、それはもちろん市長がおっしゃるように、国や県が主導的に新型コロナウイルスの感染防止の施策を効果的なものを打ち出して、主導的に対応するのが当然のことだと思うんです。ところが、そうであっても、国は国なりに、それぞれの施策の意義なり効果について説明をしたり、実施に当たっての予算措置もしたりするけれども、感染が収まらない。だから、地方の自治体が独自にでも、そこを補ってでもやらなければ、そこに住む人たちの命に関わる新型コロナウイルスの問題に対処できない。先ほど、全国の市町の段階で、紹介もしましたような取り組みをやっておる。こないだ、テレビの放映の時間帯に私も見たんですが、福岡では面的なPCR検査までやり出して、感染者が減ってきて、大きな効果を上げておると、こういう成果を上げた実例を全国に波及するように国が積極的な対応をすべきだということを、出席された自民党の議員も、あの番組では自民党の議員と共産党の議員2人でしたが、2人ともそういうふうにおっしゃっておいりましたよ。だから、政府も今、これで万全だということは言っていないよね。効果があるものについては対応をすべきだし、それなりの予算措置もしなきゃならんということは表明はされるけれども、それが効果のあるものとして、実際には動いてない。だから、市町の段階で、国だけの責任だと言いつつも、実際に住民と接触し、暮らしや命を守っているのは、その接点を持つ市町村ですから、私は市町の段階での一歩踏み込んだ対応が取られてしかるべきだと、また、取るべきだと。インフルエンザの流行の時期でもあるし、インフルエンザの防止対応としてのそれなりの援助も含めて考えてほしいと思うんですが、インフルエンザの予防注射を打つのに援助すれば不公平だということをおっしゃるけれども、そういう援助をやっている市町は不公平であるという批判を受けながらやっているんかと言や、そうじゃないですよ。私はそんな理屈は通らないと思うんですよね。インフルエンザの注射代の財政援助をやれば、受けるものと受けないもんがおるけ、不公平になる、そんな理屈が通りますか。もう一度答弁してください。

○議長（細川雅子） 業務課長。

○上下水道局業務課長（小田明博） まず、山本議員の質問の水道の広域化について、大竹市の基本的なスタンスについて御回答させていただきます。

まず、これは全国的なものですけど、基本的には、人口が減少して、給水人口が減る中、当然収入が減ります。そうした中、長期的に大竹市の水道について、安定的に供給する。また、料金についても、できるだけ安くということは当然あるかと思います。ただ、今、そういったものを、県が6月に策定しました基本方針に基づきまして、大竹市が独自に一分析した資料と、大竹市が現在、単独で水道をやっていく長期ビジョン、経営戦略ですけど、こういったものを一部切り取った形で、8月の生活環境委員協議会にお示しさせて

いただいたとおり、ちゃんと比較して分析する中で、どちらが大竹市にとっていいのか、大竹市にとってどちらが長期的に見通しが立つ、または大竹市の特色を出せるのかという点を勘案して、統合による連携、または統合以外の連携を選択していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） インフルエンザ予防接種の助成についての御質問がございましたので、私のほうから御説明いたします。

インフルエンザの予防接種ですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大ということもありまして、全国で昨年より12%多い、約3,178万本、これを供給するというので、国のほうも生産、供給されているところではございますけれども、この数が接種を希望する人全員に予防接種できる数ということではないものです。去年より12%多いというだけで、希望する人全員に予防接種できるという数ではないと言えます。

また、ワクチンの卸業者、あるいは医療機関に照会しましたところ、去年の実績をもって配られるということをお聞きしておられておりますので、昨年予防接種をしていない方についてのワクチンというのは、なかなか確保が難しいということを実際に聞いております。最近の話ではございますが、私の周りでも、二、三軒回ってやっと接種できたという方もございますので、実際にもう既に少なくなっているという医療機関もあるようでございます。

ワクチンのほうは、一度に供給されるものではなく、数回に分けて検定を受けて出すということですので、3月までに順次は出るのでありますが、希望したいときに接種できるかどうかと、そういうわけではないということをお了解いただけたらと思います。

一応そういうことが理由で、希望される方全員に届けることは難しいということもありますので、私どもは重症化を予防するということをお考えまして、高齢者を重点的に行うということにしております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 業務課長の今のお答えも、市長のお答えも、結局市としては、水道事業の広域化、民営化については、大勢がそっちに流れるんならついていくということですか。市の基本的な考えなり、来年の2月末までには回答をするという、この回答の内容をどうするのかということをお聞きとるんですよ。はっきり、こういう場ですから、市としての考え、示してもらいたいと思うんですね。その上で議論を深めていきたいと思うんですが、市の考えが明確でないのに、憶測だけであれこれ言うても議論がかみ合わないので、ちゃんとそこところを答えとしては明確に示してもらいたいと思うんです。

それから、PCR検査の問題もそうなんですが、インフルエンザの予防接種への援助をすりゃ不公平になるじゃないようなことで、既に援助している市町は、不公平という声を受けながらも、市民の生命を守る上で、自らおやりになっているんでしょうね。

それで、具体的に聞くんですが、インフルエンザの予防接種を受ける場合に、75歳、私

みたいな高齢者の負担は、実際に私も注射を打ちましたから、分かるんですが、例えば、小学校1年生から6年生までの子供が仮に1人いて、中学校1年生から3年生までの子供が1人いる、それに高校生が1人いるという家族構成の場合、インフルエンザの注射代は幾ら負担するのでしょうか、5人家族。

○議長（細川雅子） 水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 大竹市が広域化に参画するか、統合以外の連携を選ぶかということにつきましては、大竹市が今、鋭意策定しております経営戦略等見極めまして、最終的に大竹市が決断させていただくことを考えております。ただ、市長答弁で申し上げましたとおり、選択をしたことについて、そこら辺をしっかりと議会の皆様にご説明させていただかなければならないということで、いましばらくお待ちいただかなければと思っております。近々決断し、その説明も含めまして、報告させていただければと思っておりますのでございます。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） もう一度お願いします。

上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 申し訳ございません。大竹市が今、策定を進めております経営戦略が近々出来上がると思っております。大竹市が単独で水道を維持していき、8月の生活環境委員協議会でも資料を出させていただきましたけれども、水道料金、正直な話、今後、値上げをしていかざるを得ない状況というのがあると思っております。ただ、こういった形で施設を更新していくか、そういったものを細やかに説明させていただく場を今後設けさせていただき、その場で、統合による連携、または統合以外の連携をこういった形で大竹市が決断したかということをご説明させていただきたいと考えておりますが、現段階では、この場で説明できる資料になっておりませんので、いましばらくお待ちいただければと思っております。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） インフルエンザワクチンの接種料金についての御質問でした。65歳以上の方は定期予防接種ということで市のほうが行っておりますので、委託料という形で、ワクチン料を含めたもので金額が決まっておりますけれども、それ以外の方は自由診療となりますので、医療機関がそれぞれにワクチン代を含めた接種料金を決めておりますので、5人家族で幾らというのは私どものほうからは回答はできないと思っております。ただし、13歳未満の方は2回接種となっておりますので、その分は1人当たり2回分ということになります。申し訳ありませんけれども、料金につきましては、医療機関ごとにそれぞれ違うということがございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） だから、市の考えとしては、水道の広域化、民営化については、独自では維持が難しいという判断ですか。そこをはっきりしてもらえれば。仮に、県内の今の市町の足並みがそろっていないから、市としての意思表示を差し控えるという思いなのか。

そうじゃなくて、もう来年の2月末の段階では、市として、広域化、民営化には参加するというお決めになった上で、県内の状況を見守っておるということなんですか。そうであるなら、もう時間がありませんから、広域化、民営化の問題点について、いろいろ私なりの意見を述べたり、これまで先進国の実際におやりになった国の実情などを紹介するいうことができないんで、これはまた別の機会に譲らなしょうがないんですが、一旦、民営化、広域化した先進諸国では、現在、再度、公営化に戻しよるんですよ。なぜかというたら、企業がやるわけでしょう。まず、採算性を重視して、もうかるかどうかが基準ですからね、企業が引き受ける場合。だから、一旦、民営化したけれども、企業が採算が合わんとすれば、人も減らす、技術者も減らす、水質の保全も十分見ないということだから、水質の汚染は進む、施設は十分に整備されない、こういうことが広がって、今は再公営化の方向に戻りつつあるんですよ。そういうことを、担当のほうも情報収集は我々よりかよっほど、十分な機器なり広範な情報源を持っておられるんですから、そういう情報も手に入れて、またの機会に議論をさせてもらうことにします。

それから、今の新型コロナウイルスの問題ですが、市長、どうですかね。国や県が主導すべきだとおっしゃっても、しかし、実際に市民の命を預かっているのは市町の行政ですからね。ですから、大竹市も、今で我々が知り得るのは、2名の感染者しか出てないということで、市民の皆さんの手洗いから3密を避けるということでの協力、努力をされている、市のそういう啓蒙活動も浸透しているということの反映だと思うんですが、このインフルエンザとか新型コロナウイルスの感染経路もなかなかつかみにくいという状況なんで、ぜひ、PCR検査を大竹市内で実施できるように、また、インフルエンザの予防接種に対する援助もしてあげるような、配慮を持った対応をしてほしいと思うんです。今からインフルエンザも流行期ですから、新型コロナウイルスと相乗的に悪いほうに感染が広がる、また、そのことがさらなる市民への悪い影響を与えるということがないように、ぜひ、市としての取り組みを、一步踏み込んだものとしてやってほしいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続きまして、3番、原田孝徳議員。

〔3番 原田孝徳議員 登壇〕

○3番（原田孝徳） くろがねの原田孝徳です。地域福祉の視点から、コミュニケーションの場の確保と環境整備について、本市の現状と課題を聞きたいと思います。

最初に、地域福祉について、少し触れておきたいと思います。

地域福祉とは、社会福祉における新しい考え方、新しいサービスと支援の仕組みであり、各地域の地域福祉実践の下に生まれ発展した国産の概念とも言われております。ここでは地域福祉の定義を、住み慣れた地域の中で、家族や近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限に発揮し、誰もが自分らしく誇りを持って、家族及び地域社会の一員として、普通の生活、暮らしを送ることができるような状態をつくっていくものとしますが、地域福祉とは、このような考えの下に、幸せ探し、幸せづくりを、誰が誰とどこでどのように行うかというものにこだわったものであり、もちろん結果も大切ではありますが、その方法とプロセスをより大切にするものであります。

また、地域福祉において、参加と協働、協働というのは、複数の主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することではありますが、この参加と協働は切っても切れないものであり、参加と協働がないということは、想定ができないものと言ってよいでしょう。

しかし、このような地域福祉の推進、実現に向けては、時代の大きな変化とともに幾つかの問題点が浮上してきました。その中でも、急速な少子高齢化や、地域や自治会組織の脆弱化、人のつながりの希薄化、そういった現代社会の象徴ともいえるべき問題は避けては通れない大きな壁となっております。このような社会状況や生活様式の変化などから、地域福祉の理念について、今後、改めて全体像を見直し、修正をする場面に私たちは今立たされているのかもしれません。

そこで、今回は地域福祉の視点から、その根本にあるコミュニケーションの形成について考えてみたいと思います。逆に言えば、コミュニケーションが失われれば地域福祉も成り立たないわけで、本市として、コミュニケーションの場の確保とその環境を整備するという事は、今後の地域福祉を考える上で重要な問題であるという認識から、本市の現状と課題について、次の3つのことをお尋ねいたします。

まず、穂仁原小学校の廃校に伴う代替施設についてであります。穂仁原小学校が廃校となりました。それまで小学校は川手地区の皆さんの地域コミュニティの拠点とも言える場所であり、このような場所が失われることは、そこで構築してきたコミュニティに少なからず影響を及ぼすことが予想されます。

川手地区は、御存じのように、複数の集落で構成されており、特異なコミュニティの形態である点において、そこに地域の人が集まる場所をつくるということは、協働という視点からも行政が取り組むべきものではないかと考えます。

今後、急速な高齢化をしていくからこそ地域福祉を、そして、この特異で貴重なコミュニティと支え合いの環境を守るためにも、できるだけ近くに地域の人が気軽に集まれる場所を確保する必要があるのではないのでしょうか。このことから、小学校の代替施設は必要なものであると考えます。

2つ目は、障害をお持ちの方の公共施設におけるW i - F i 環境についてであります。今回は特に、視覚や聴覚に障害を持たれている方を例に取り上げてみたいと思います。

それらの方にとりまして、これまでは点字や手話、そして、口話、口話というのは、口の動きで相手の言葉を読み取るものでありますけれども、そういったもので情報を入手したり、コミュニケーションを図ってきました。しかし、最近では、スマートフォンの進化に伴い、様々なアプリが開発され、情報が音声や画像などで瞬時に見たり聞いたりできるようになったことで、災害のときはもちろんですが、日常生活において、スマートフォンは必要不可欠な、人によっては命綱ともなっている現状があります。そして、障害者基本法の中に手話が言語としてようやく明記されました。今後は、スマートフォンによるコミュニケーションが新たなツールとして、その役割を果たすことが予想されます。しかし、スマートフォンを使用するに当たっては、まだ制限のある方も多く、皆さんがそれを安心して使える現状にはありません。

そこで、公共施設にWi-Fi環境が整備されれば、障害をお持ちの方にとって、出会いや交流の場として機能する可能性が増し、それが私たちにとっても触れ合いの機会となり、障害をお持ちの方々のコミュニケーションをより身近なものにしてくれると思います。このことから、公共施設にWi-Fi環境を整備することは必要であると考えます。

3つ目は、より利用しやすい公共交通の整備についてであります。自治会組織の脆弱化や、人のつながり希薄化が顕著であるということは冒頭にも述べました。一方で、コミュニティが多様化しており、自治会や町内会という圏域でのつながりは薄れてきていても、職場の職縁などやサークル活動などのコミュニケーションは、まだまだ盛んであるとも言えます。

そこで、より利用しやすい公共交通について、ここでは特に大竹・栗谷線を取り上げてみますが、人口減少、中山間地域の高齢化の問題はあるものの、コミュニティの多様化に対応しようと思えば、栗谷地区や松ヶ原地区の住民が、将来にわたり、快適かつ安心して外出活動ができる交通環境の整備は必要であり、そのことで今あるコミュニケーションが持続されるのであれば、それは単なる移動手段としての公共交通ではなく、まさにコミュニティバスの真骨頂を発揮するものになるのではないだろうかと考えます。

本市は小さなまちですので、狭い地域のコミュニティに限定するのではなく、移動が容易にできることによって、新たなコミュニティが生まれ発展するのであれば、そのための公共交通の整備は必要であると考えます。

以上、3つの問題につきまして、現状と課題について、本市のお考えをお聞きしたいと思います。御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地域福祉の視点から、コミュニケーションの場と環境整備について御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えをいたします。

地域福祉とは、分かりやすい言葉で言えば、助け合い、支え合いでございます。段階に応じて、自助、互助、共助、公助などと使い分けられることもありますが、地域やコミュニティの中で支えたり支えられたりしながら、誰もが自分らしく、幸せを感じながら暮らしていける社会を実現するためのものがございます。とりわけ、高齢者が増えていく世の中であって、核家族化などもあり、今後はその必要性がより一層求められます。本市では本年3月に第3期地域福祉計画を策定しており、様々な御縁を生かし、それがつながり、全体へと広がっていくことで、地域福祉を推進していくこととしています。

本計画では、大きく8つの分野において、それぞれの施策の方向性や活動の方策を掲げていますが、その中に集いの場づくりや社会参加への環境づくりといったものも含まれており、議員の思いにも合致するものと思います。地域福祉の推進に向け、具体的に御質問をいただきましたので、順にお答えいたします。

まず、1点目の穂仁原小学校の代替施設についてでございます。

地元の自治会である川手地区自治会連合会と、本年8月12日及び9月28日に防鹿集会所

において協議の場を持ちました。この協議では、初めに、今後予定されている国道186号改良事業のスケジュール及びこれに伴う穂仁原小学校校舎の解体撤去について説明しました。協議の中で校舎の解体撤去については御理解をいただいておりますが、同時に代替施設に関する御意見、御要望をいただいております。多額の維持管理費が必要となる施設は希望されていませんが、川手地区の住民が集まることができ、地域で行われているひな流しにも対応できるような広場やトイレ、流しなどの水回りや倉庫などが備わった公共施設の設置を希望されています。今後とも、地元と協議を深めていながら、代替施設について検討していきたいと考えています。

次に、2点目の公共施設のW i - F i 環境についてでございます。

現在のパソコンやスマートフォンは、例えば、視覚障害者が利用しやすい音声化ソフトや画面拡大ソフトが充実し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の1つである要約筆記でも使われるなど、障害を持つ方が社会参加するために必要な道具の1つとなっています。

原田議員の御指摘のように、公共施設のW i - F i 環境を充実することは、障害を持つ方のさらなる社会参加の創出につながり、障害のある人もない人も共に支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会を実現するための大事な要素だと考えます。今後、各施設の利用状況、要望などを勘案し、W i - F i 環境の整備を検討してまいります。

続いて、3点目のより利用しやすい公共交通についてですが、本年9月定例会でも御質問をいただいております、そのときの回答と重なるところもあると思っておりますが、御了承願います。

本市の地域公共交通は、大竹市地域公共交通活性化協議会での協議を経て策定した大竹市地域公共交通網形成計画に基づいて運行しています。

計画策定時に実施したアンケートなどから、大竹・栗谷線及び坂上線は市民の暮らしに不可欠な移動手段であると判断し、運行維持を基本としています。令和5年度までは現行計画に沿って運行サービスを維持しながら、サービス内容が利用実態やニーズに適していない場合は、地域公共交通の担い手である交通事業者と必要な改善について検討してまいります。

これまで中山間地域における地域公共交通の在り方について、様々な議員の皆様から御質問を受けているところでもあり、市としましても、地域の御意見を伺いたいと考えているところでございます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域に出向いて地元の方と意見交換ができていないのが実情でございます。今後、まずは地域の代表の方から意見を伺うなどしたいと考えています。いただいた御意見については、交通事業者とともに実施が可能か、次期計画策定に向けて検討させていただきます。

最後に、これまで申し上げたような物理的な環境を整えていくことも地域福祉を推進していくためにはもちろん重要ではありますが、何よりも大切なことは、互いに支え合う、困ったときはお互いさま、という意識を市民の皆様一人一人が当たり前のこととして、お持ちになれることでございます。

第3期地域福祉計画では、これを我が事と表現していますが、御近所の方の困り事や地

域の課題を我が事と捉え、御自身ができる範囲のことを実践していただくことが、地域福祉、地域共生社会の根幹をなすものと思います。

本市には既にこうした活動に熱心に取り組んでいただいている方が数多くいらっしゃいます。本当にありがたいことだと感じています。これが起点となり、必要に応じて関係する団体や公的機関と連携するなど、支援の輪を広げながら、様々な状態にあっても、できるだけ長く、住み慣れた地域で生きがいや希望を持って暮らしていくことができるよう、一歩ずつ取り組んでまいります。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 御答弁ありがとうございました。市長のおっしゃるとおりだと思います。ハード面も非常に大切です。環境整備は大切なんですけども、人と人とのつながりというソフト面が、本来、地域福祉においては一番大切なものであると私も考えております。

ただ、穂仁原小学校の代替施設に関しましては、先ほど少し、要望らしきものが聞こえたんですけども、地域福祉においては、主体となる住民と、それから行政とがどのようなものをつくっていくかという、そういう話し合いとか、お互いのコミュニケーションというものが大事になってくると思うんですけども、先ほど市長のほうからの答弁の中にもあったんですが、申し訳ないですが、もう一度、具体的に川手地区のほうからどのようなものがあればよいというような要望や意見が出ているかということ、もう一度お願いいたします。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） それでは、私のほうから、8月並びに9月に地域のほうでお話をさせていただいた内容につきまして説明をさせていただきます。

今、いただいておりますのは、市長の答弁のほうで述べさせていただいておりますように、基本的には、地元の維持管理費がかからないような形での施設の整備をお願いしたいというのが根底にあると認識しております。その中でキーワードは、地域の人が集まることができるような場の確保で、これも繰り返しになりますけど、地域におきまして、ひな流しというのが2回、8月、9月、話をさせていただいておりますけど、そこで、その時期になったら、この地域で今まで伝統的な取り組みをしてるので、それにも対応できるような機能があるようなものをお願いしたいと聞いております。その中でありましたのが、先ほど言いましたように、例えば、人が来たときに集まるような広場、あるいは、水回りとか、トイレとか、地域行事でそのときに使う物を収めていくような倉庫とかというものを御意見として聞かせていただいております。

8月と9月の末に話をさせていただいておりますが、話につきましては、その時点でも継続して、地域の皆さんと話をさせていただきながら、形あるものをまとめ上げていきたいという話をさせていただいておりますし、具体的なものという形ではまだないんですけど、12月入っておりますけど、今年の、12月中に、また、地域の方と防鹿集会所で集まって、その辺の代替施設についてお話をさせていただくということとしております。



以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 今のお話を聞いてますと、何か新しく公共施設的なものを建てるとかというような発想ではなくて、今ある場所、何か皆さんで集まるような適当な場所に簡易的な建物を建てるとか、そういう感じのイメージに聞き取れるんですけども。今まであったような、小学校みたいな広い場所があった屋内で何か簡単なスポーツができるようなものとかいうことではなくて、外で公園のような感じのイメージを私は抱いたんですが、そういうものを地区の方が望まれているということによろしいのでしょうか。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 地域のほうからは、例えば、校舎がありましたんで、人が集まれるような集会施設という話をされる方もおられます。こちらについても、いろんな御意見等をいただいておりますんで、どういうものが地域全体としての御要望といたしますか、御意見という形になるのか。それによって、今後の話の中で、そこら辺については、また、固まってくるものであろうかと思っております。建物といたしますか、人が集まる、そういうお話はお聞きしてはおります。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 分かりました。少し形式ばった言い方になるのかも分かりませんが、今、御答弁いただいた内容と少し重複するかも知りませんが、この地域福祉というのは、先ほど登壇して述べたとおり、結果というものが大事なんではなくて、方法であるとか、プロセスであるとか、そういうものが大事だと言われております。今、少しそういう話もあったと思うんですが、これから川手地区の皆様方と、どういうものが必要で、皆様方どういうものを望んでいらっしゃるか、行政としてどういうものができるのかということ、今からいろいろな要望を聞いたり、意見交換をしたりだと思っておりますが、これはこれからどのような方法で、プロセスはどのような形で進んでいくのが望ましいとお考えでしょうか。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 今、8月、9月、お話をさせていただいているということを説明させていただきました。川手地区自治会連合会長、あるいは、川手地区の各単位の自治会長等とお会いしてお話をさせていただいております。基本的には、今のお話をしている、そういう地域を代表されるような方との集まりですね、こちらのほうでいろんな先方のお話をお伺いさせていただきながら、あるいは、そのことに対して、大竹市として、例えばこういうことはどうでしょうかという、やり取りのほうはやってきたいと思っております。集まって協議をする場を持ちまして、そこでお互いにいろんなお話をさせていただきながら、まとめ上げていければと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員、これは5回目の最後の質問ですので、よく頭に入れて、お願いします。

○3番(原田孝徳) 分かりました。ありがとうございます。皆様それぞれいろんな意見があると思います。時間がかかっても、それはよいと思いますので、ぜひ地域の皆様方の要望を聞いていただいて、できるだけ希望に合ったようなものができれば一番よいと思いますので、しっかりその方法、プロセスを踏みながら、ぜひ地元の皆様のお声が反映できたものがつくることが望ましいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、W i - F i 環境についてのことなんですけれども、大変前向きに御検討してくださるということで、少しいろいろ質問を考えておったんですけれども、ぜひW i - F i 環境については、今回は視覚障害者の方であるとか、聴覚に障害を持っておられる方とかを例に挙げたんですけれども、これから先、携帯の料金が少しずつ安くなったりとか、いろいろな面で使い勝手はよくなってくる環境は今の流れとしてあるのかなと感じてるんですが、やっぱり現場で、そういう方に接してますと、そうはいつでも、例えば携帯を持っているだけで、契約はしてないからW i - F i 環境でしか使えないんだという方もたくさんいらっしゃるし、そういう現場の声からすると、少なくとも公共施設にはそういうものは必要ではないかと思えてなりません。地域福祉の視点からいっても、我々が障害をお持ちの方と接する機会というのはなかなかありません。もちろん福祉関係の仕事をしている方はまた別ですけれども、一般の方がそういう方とお話する機会ってというのはないんじゃないかなと思われます。ですから、公共施設のほうにそういうW i - F i 環境の設備があつて、仮に少数かも分かりませんが、そこでコミュニケーションが生まれて、お互いが理解できるような何かができるのであれば、それはすごく小さいことなんですけれども、大きな一歩なんではないかと考えます。

ここは私の個人的な意見なのかも分かりませんが、障害者福祉というのは、多くの方が生まれてからずっと障害を背負ってらっしゃいまして、本人に何か責任があるかという点、そうではないという点におきまして、高齢者福祉のそれとは少し意味合いが違うんじゃないかなと思います。これが担当課の方と同じ意見であれば大変うれしいことなんですけれども、彼らが地域の社会の真ん中で生き生きと暮らしていくために、また、いろんな場所に出かけてもらいたいし、いろんなものを見てもらいたいし、いろんな方と触れ合ってもらいたい、そういう意味で、できるだけそういう制約とか、障壁とか、そういうものがなくなれば一番よいと思つてます。ただ、行政のできることはそんなにたくさんないのではないかと思いますので、その中でこのW i - F i 環境というのが公共施設のほうに少しでも整備ができるようであれば、市長も言われました共生社会であるとか、ノーマライゼーションの推進というものにも私はつながるのではないかと考えるのですが、こういう考えでW i - F i 環境があつたほうがいいんじゃないかという意見なんです、担当課の方としてどのような意見を持ってらっしゃるかというのを少しお伺ひしたいと思います。

○議長(細川雅子) 福祉課長。

○福祉課長(神代 亨) 失礼いたします。共生社会やノーマライゼーションの実現のためにどのような施策が必要なのかという御質問と理解いたしました。

原田議員もおっしゃいましたし、市長の答弁にもありましたように、そういった公共施

設のWi-Fi環境を充実することは、障害者の方がこれまで以上に社会参加をしやすくなると思いますし、ひいては、健常者の方とのコミュニケーションの機会も増えるということで、共に理解し合い、お互いが支え合える社会を実現できる1つの要素だと考えております。自立支援協議会などに代表される障害者やその保護者の方、関係者などが集まる機会に、そういった要望は聴取しまして、施設管理の担当部署に伝えていくようにはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員、5回終わりましたので、質問の機会はこれで終わりです。

この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、12月4日の本会議に継続したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、12月4日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

明日、12月4日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時36分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月3日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会議員 中川 智之

大竹市議会議員 小田上 尚典